



# はじめに

「飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画」が完成いたしました。

本計画は、「ご縁キラリ、ほっと安心、みんなが輝く飛島村」を基本理念として、高齢者、障がい者、子どもなど地域を構成するすべての住民において、自助、共助、公助を基本的な考えとし、相互に協力しあうことにより、総合的に福祉のまちづくりを推進するために社会福祉協議会と一体化で作成したものです。

そして、本村の「住民誰もが、健康で安らかな長寿を楽しみ、皆で支え合う豊かな村づくり」を理念とする、「日本一健康長寿村構想」の中に位置づけられるものです。

現在、少子高齢化や外国人転入者の増加などにより価値観が多様化するなど生活環境も大きく変化し、地域のつながりも徐々に薄れてきているように感じます。

このような地域社会の変化に伴う課題に対して、誰もが安心して住み慣れたところで暮らすためには、そこで暮らす村民のみなさんが“おたがいさま”の気持ちをもつことにより住民主体による安心で安全な「住みやすく、住民が輝く村」を創造し、その暮らしが次世代へ受け継がれていくことを目指し、村の地域福祉を包括的に推進することが必要です。

本村では、地域でお互いが支え合う存在としてお互いさまの精神のもと、地域住民の助け合い活動を推進し、子どもから高齢者まで多世代の交流が進むよう社会福祉協議会とともにさらに取り組んで参ります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見をいただきました飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の皆様、ニーズ調査にご協力をいただきました多くの皆様、並びに関係各位に心から感謝申し上げます。



平成31年3月

飛島村長 久野 時男

# はじめに

飛島村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核としての役割を持つ団体として位置づけられており、また、飛島村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を実現するために、地域とのつながりができる場所づくり、困りごとを相談できるような関係づくりなど、さまざまな福祉活動を通じて「誰もが安心して暮らすことができる福祉のむらづくり」に取り組んでいます。



近年、人口減少や少子高齢化の進行、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、社会情勢の変化に伴い、地域課題が多様化、複雑化するなか、公的サービスのみでは解決できない問題が増えています。

そこで、飛島村社会福祉協議会では地域の現況や実情を踏まえて、これからの地域福祉を推進する指針となる「地域福祉活動計画」を、飛島村の行政計画である「地域福祉計画」と一体的に、2019年度からの6か年の計画として「ご縁キラリ、ほっと安心、みんなが輝く飛島村」を基本理念とする初めての地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

この基本理念を実現するために、飛島村と飛島村社会福祉協議会が同じ目標を持ち、お互い役割を担い、相互に連携、補完、補強し合いながら、力を合わせて地域福祉を進展させていきます。

本計画において、すべての住民がサービスを利用する地域福祉の受け手となるだけでなく、「誰もができること」に「みんなで取り組む」という考え方が大事になってきます。地域福祉の担い手として、みんなが輝く活躍ができるように皆様と共に取り組んでいきたいと考えておりますので、さらなるご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査、訪問調査、フォーカスグループインタビューを通じてご協力いただきました多くの皆様、関係機関の方々に、心から厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 飛島村社会福祉協議会 会長 中山 幸雄

# 目 次

<b>第 1 章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係 .....	4
<b>第 2 章 飛島村の地域福祉の現状・課題</b> .....	<b>6</b>
1 人口等の現状 .....	6
2 要介護認定者等の状況 .....	14
3 障がいのある人の状況 .....	15
4 地域福祉団体の状況 .....	17
5 平成 29 年度アンケート調査の主な結果 .....	19
6 平成 29 年度訪問調査の主な結果 .....	28
7 平成 29 年度フォーカスグループインタビューの主な結果 .....	32
8 平成 30 年度フォーカスグループインタビューの主な結果 .....	35
9 飛島村の暮らしの課題 .....	44
<b>第 3 章 計画の基本理念及び目標</b> .....	<b>46</b>
1 基本理念 .....	46
2 基本目標と取り組みの方向性 .....	47
3 計画の体系 .....	49
<b>第 4 章 施策の展開</b> .....	<b>50</b>
基本目標 1 住民誰もが地域の問題に主体的に参加できる支え合いのむらづくり .....	50
基本目標 2 住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり .....	58
基本目標 3 地域福祉推進のための体制づくり .....	62
基本目標 4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり .....	67
<b>第 5 章 計画の推進と進行管理</b> .....	<b>81</b>
1 計画の推進 .....	81
2 計画の進行管理 .....	81
<b>資 料</b> .....	<b>82</b>
1 関連計画における課題 .....	82
2 策定経過 .....	89
3 飛島村地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	90
4 飛島村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 .....	91
5 飛島村地域福祉計画・飛島村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 .....	92

## 1 計画策定の背景と趣旨

人口の減少や少子高齢化の進行、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、社会情勢の変化に伴い、地域課題が多様化、複雑化するなか、公的サービスのみでは解決できない問題が増えてきています。

そのような中、諸問題を解決していくためには、「住民一人ひとりの力」、そして、行政をはじめ、社会福祉協議会や各種事業所、区長会や老人クラブなどの地縁団体、民生委員・児童委員協議会といった各種団体など、さまざまな地域の担い手が一丸となることで生まれる「地域の力」が必要です。

地域福祉において推進の主役は、高齢者や障がい者だけでなく住民全員です。誰もがサービスの受け手であり、担い手でもある視点を踏まえて地域福祉を推進します。

本計画は、住民一人ひとり、そして、さまざまな地域の担い手が一つの大きな家族のように同じ方向を向き、取り組みを進めるための方向性や役割などを示す指針として策定します。

なお、策定に当たっては、生活支援や医療、介護、子育てなどのあらゆる観点から実行性のある地域福祉計画・地域福祉活動計画となるよう、行政と社会福祉協議会が関係団体等の協力を得ながら取り組みます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、第4次飛島村総合計画における地域福祉の分野に関連する計画であり、村の地域福祉を推進するための理念と実現のための仕組みを示す計画です。

また、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども子育て支援事業計画、健康とびしま21、自殺対策計画など、保健、福祉などに関わるさまざまな計画と整合を図りながら、これらの分野に共通する考え方として、地域福祉の向上を図るための理念と、それにつながる分野ごとの村の取り組みを示すものです。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2024年度までの6年間とします。また、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

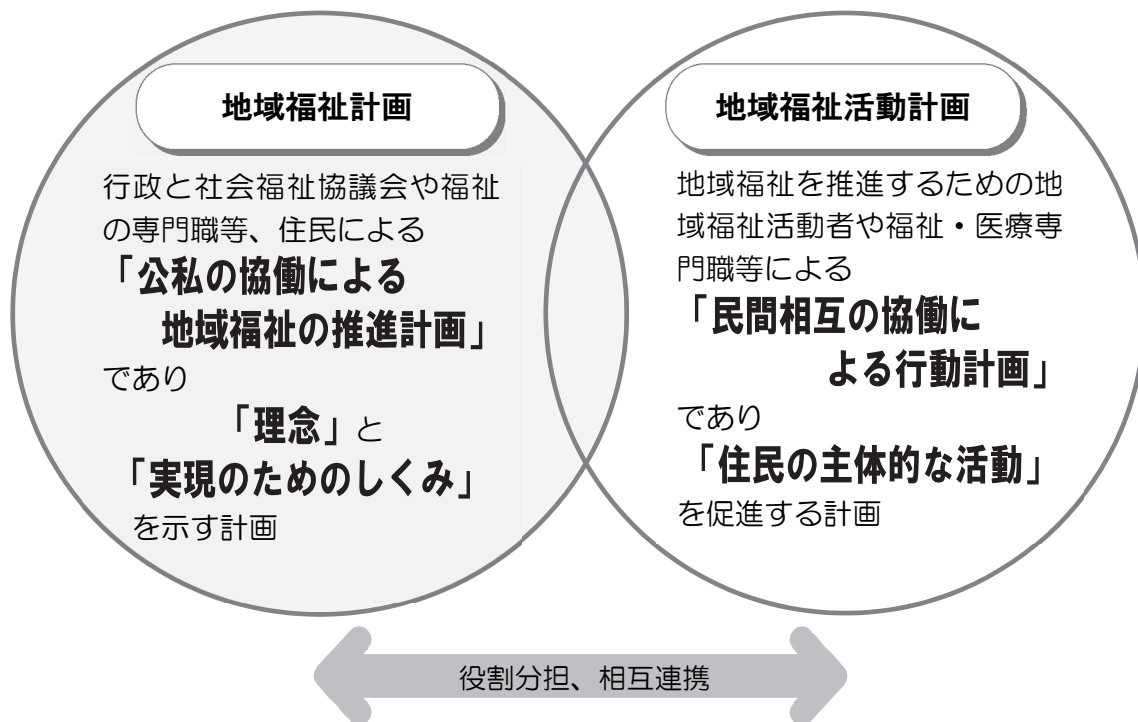
計画名	2013 (平成25年)	2014 (平成26年)	2015 (平成27年)	2016 (平成28年)	2017 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019 (平成31年)	2020	2021	2022	2023	2024	
飛島村総合計画	第4次総合計画 前期計画 2013~2017 後期計画 2018~												
飛島村地域福祉計画 飛島村地域福祉活動計画								第1期計画					
健康とびしま 21			第2次計画										
飛島村自殺対策計画								第1期計画					
飛島村介護保険事業計画 飛島村高齢者保健福祉計画			第6期計画		第7期計画		第8期計画						
飛島村障害者福祉計画			第3次計画										
飛島村障害福祉計画			第4期計画		第5期計画		第6期計画						
飛島村障害児福祉計画						第1期計画		第2期計画					
飛島村子ども子育て 支援事業計画			第1期計画				第2期計画						

地域福祉計画とは、社会福祉法第 107 条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉、医療施設の専門職等が相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的、自発的な行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などの共通認識を持ち、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。

そのため、本計画では、行政計画である地域福祉計画と、民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定します。





## 【参考】 社会福祉法（抜粋）

### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

## 地域の範囲のとらえ方

本計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、提供するサービス内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。

「地域」の範囲は、事例によってその示す範囲が異なる流動的なものであり、さまざまな大きさが考えられます。

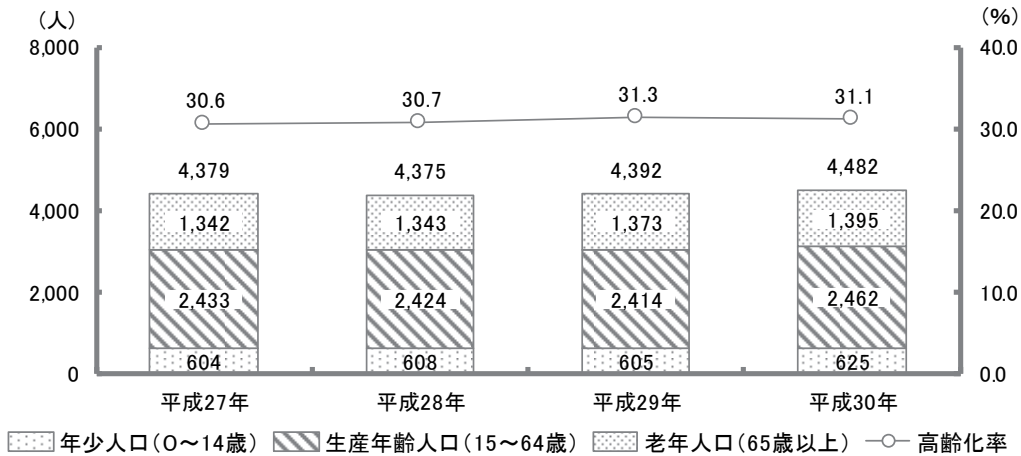
例えば、区長会、事業のサービス圏域など

## 1 人口等の現状

### (1) 人口の状況

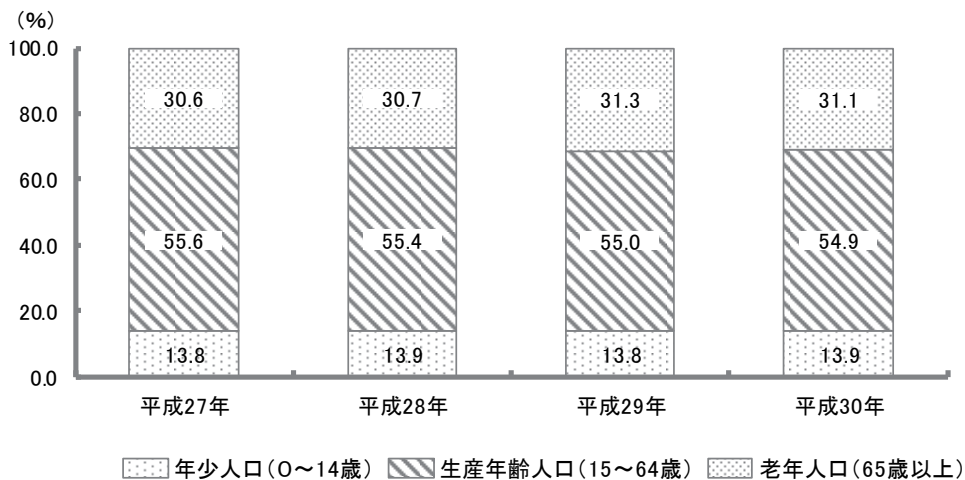
人口は、あいちの人口（推計）によると、平成 30 年では 4,482 人となっています。年齢 3 区分人口割合をみると、年少人口が約 14%、生産年齢人口が約 55%、老年人口が約 31%となっています。

飛島村の人口の推移



資料：愛知県人口動向調査結果 あいちの人口（推計） 年齢別人口（各年 4 月 1 日現在）

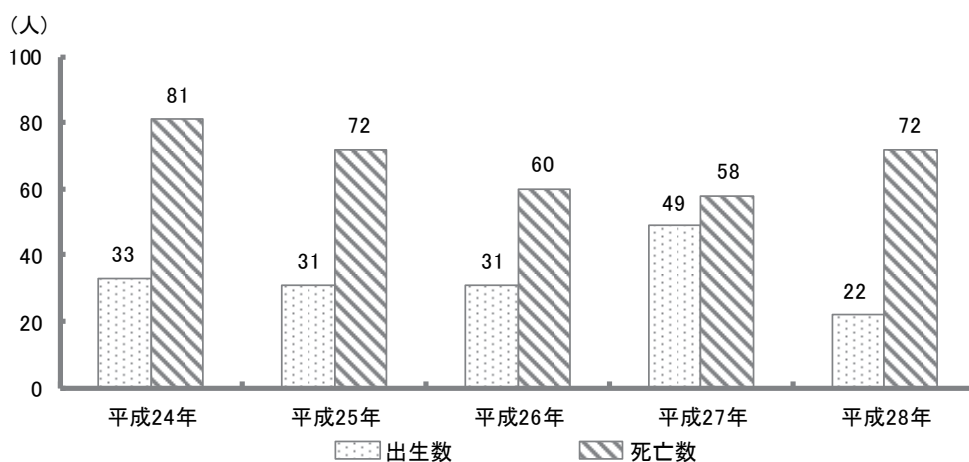
年齢 3 区分別人口割合の推移



資料：愛知県人口動向調査結果 あいちの人口（推計） 年齢別人口（各年 4 月 1 日現在）

本村の出生数、死亡数の推移をみると、出生数は平成 27 年に増加し 49 人となっていたが、平成 28 年は減少し 22 人となっています。死亡数は平成 27 年まで減少しており 58 人となっていますが、平成 28 年では増加し 72 人となっています。

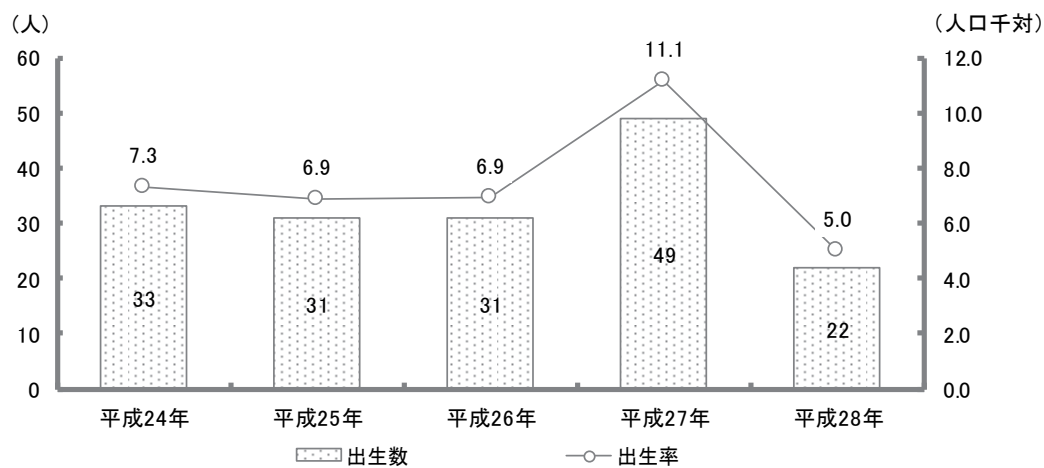
自然動態人口の推移（出生、死亡）



資料：人口動態統計

本村の出生数、出生率の推移をみると、平成 27 年に増加し出生数は 49 人、出生率は 11.1 となっていたが、平成 28 年では減少し出生数は 22 人、出生率は 5.0 となっています。

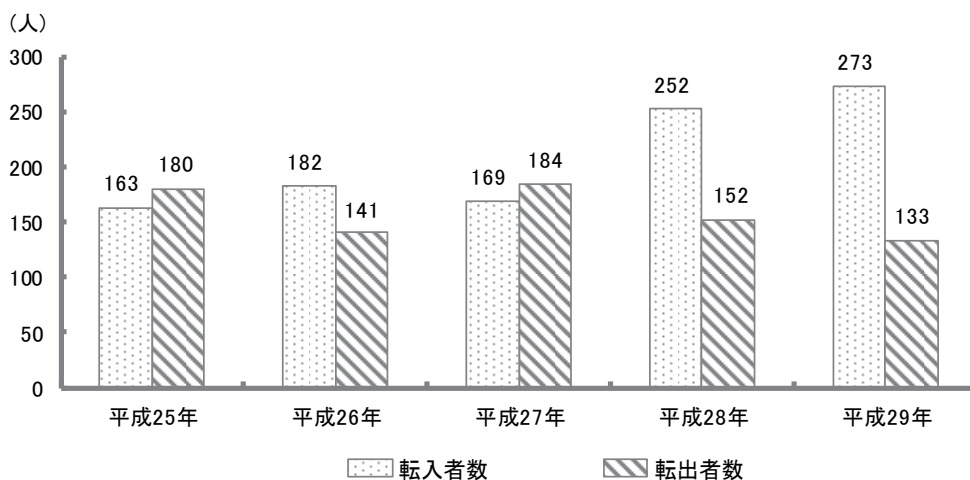
出生数、出生率の推移



資料：愛知県衛生年報

本村の転入者数、転出者数の推移をみると、転入者数は平成 25 年以降、増加傾向にあり平成 29 年では 273 人となっています。転出者数は平成 25 年以降、減少傾向にあり平成 29 年では 133 人となっています。

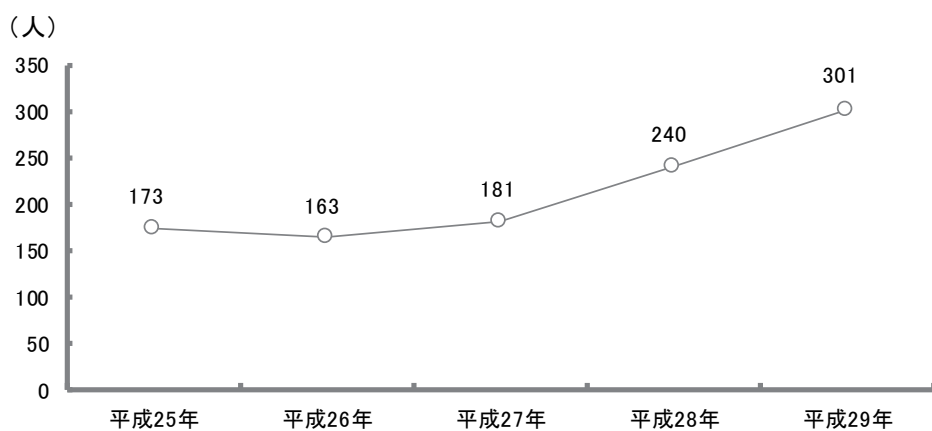
社会動態人口の推移（転入、転出）



資料：住民基本台帳

本村の外国人住民の数の推移をみると、平成 25 年以降、増加傾向にあり平成 29 年では 301 人となっています。

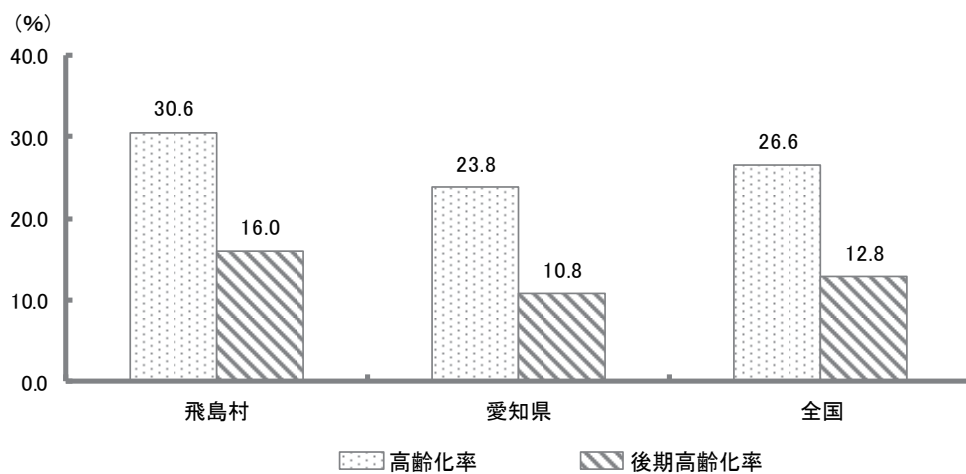
外国人住民の数の推移



資料：住民基本台帳

本村の高齢化率は、平成 27 年で 30.6%となっており、愛知県、全国よりも高い値  
となっています。

高齢化率の愛知県、全国との比較（平成 27 年）



資料：国勢調査

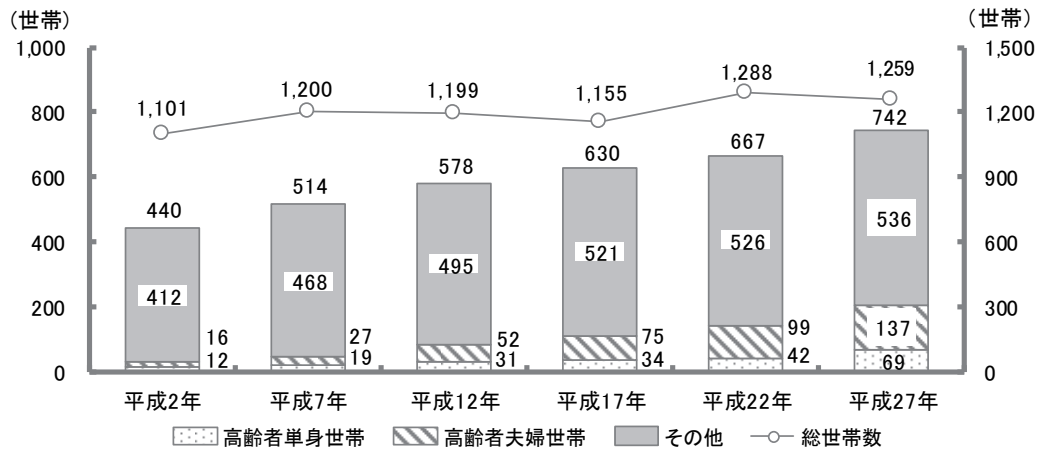
## (2) 世帯の状況

### ① 高齢者世帯数の推移

本村の高齢者がいる世帯は、平成2年は440世帯、平成27年は742世帯となっており、25年間で、302世帯増加しています。

世帯の類型別割合の推移をみると、高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれか又は両方が65歳以上の夫婦のみの世帯）及び高齢者単身世帯が徐々に増加しています。

高齢者がいる世帯の推移



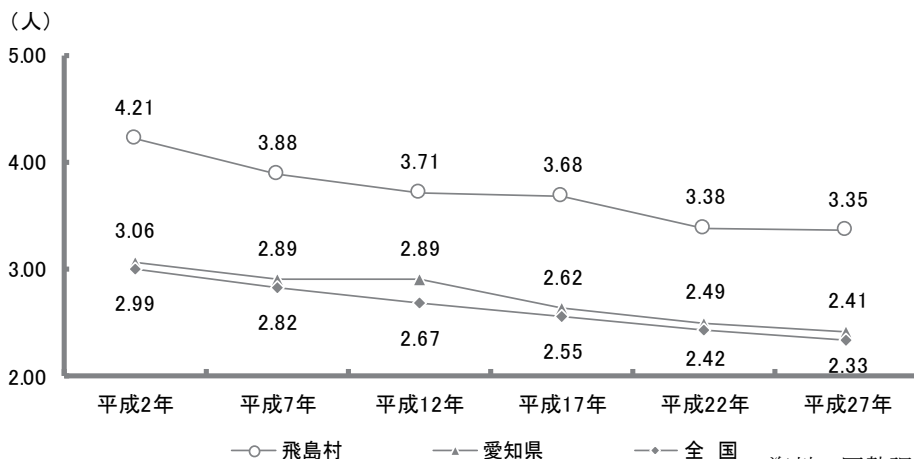
資料：国勢調査

### ② 高齢者世帯人員の推移

本村の平均世帯人員は、愛知県、全国に比べると、総数及び総数のうち高齢者がいる世帯の平均世帯人員は多くなっていますが、平成27年では、3.35人と年々減少傾向にあり、核家族化が進んできていることがうかがえます。

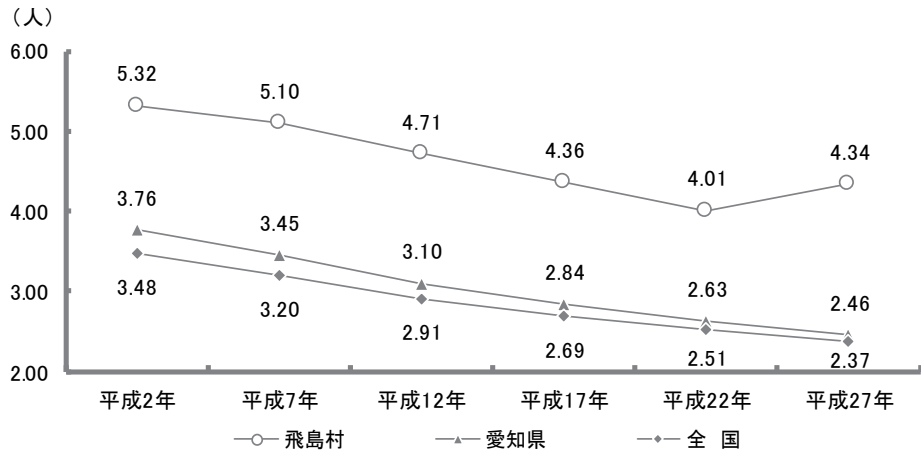
高齢者のいる世帯の平均人員においては、平成27年では4.34人となっており、家族で同居している高齢者は比較的多いことがうかがえます。

平均世帯人員の推移（総数）



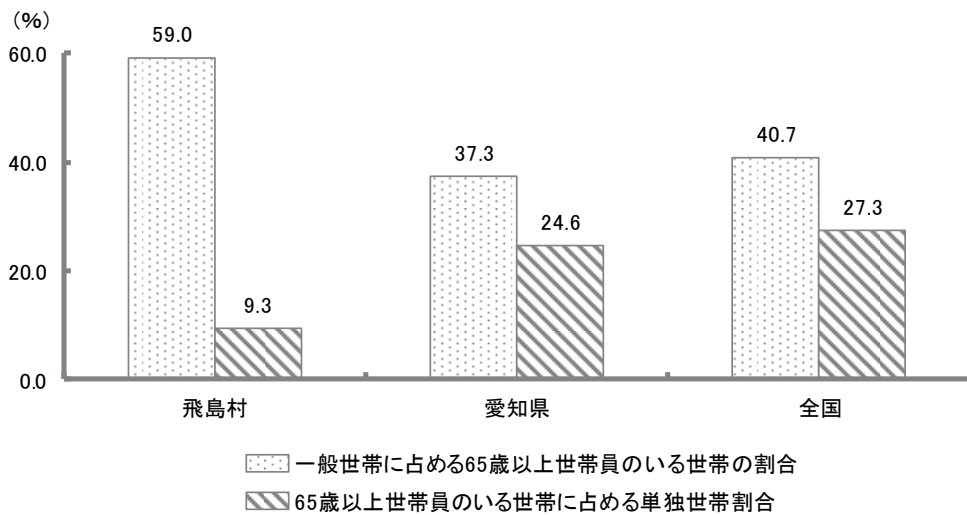
資料：国勢調査

平均世帯人員の推移（総数のうち高齢者のいる世帯）



資料：国勢調査

高齢者世帯割合の愛知県、全国との比較（平成27年）



資料：国勢調査

### ③ 子どもがいる世帯の状況

子どもがいる世帯の推移をみると、平成 27 年 10 月 1 日現在、6 歳未満親族がいる一般世帯が 168 世帯、18 歳未満親族がいる世帯が 379 世帯となっており、一般世帯に占める割合は、いずれも県や国の水準を上回っています。

子どもいる世帯の状況

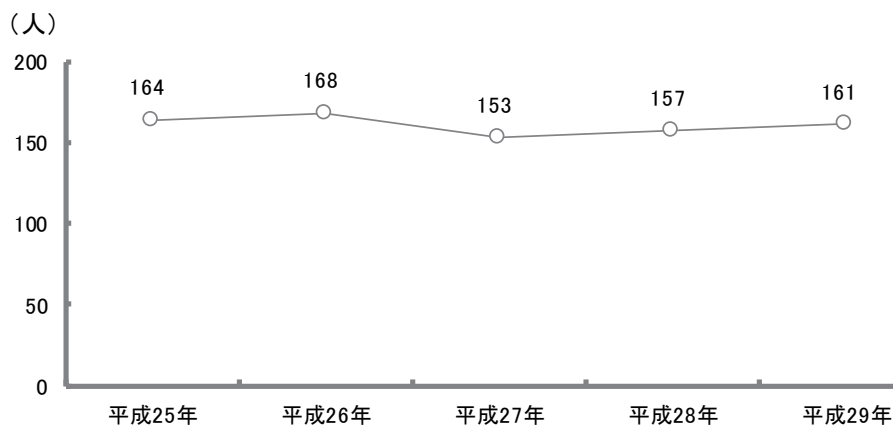
区 分	飛島村			愛知県	全国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
一般世帯	1,153	1,286	1,257	3,059,956	53,331,797
6 歳未満親族がいる一般世帯	136	161	168	301,536	4,617,373
	11.8%	12.5%	13.4%	9.9%	8.7%
18 歳未満親族がいる一般世帯	359	376	379	730,200	11,471,850
	31.1%	29.2%	30.2%	23.9%	21.5%

資料：国勢調査

### ④ 子どもや子育て家庭の状況

村内の特定教育・保育施設の児童数の推移をみると、平成 27 年に減少し 153 人となっていますが、以降は増加しており平成 29 年では 161 人となっています。

村内の特定教育・保育施設の児童数の推移

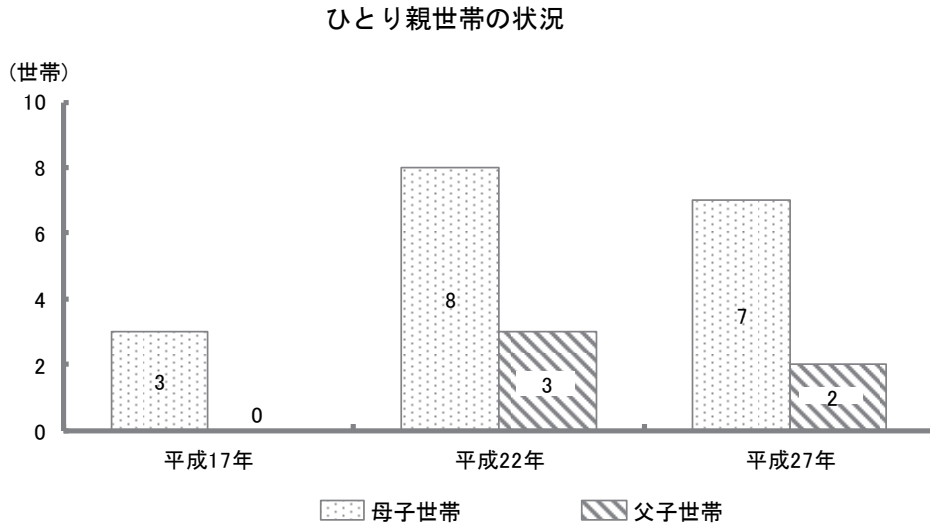


資料：庁内資料



### ⑤ ひとり親世帯の状況

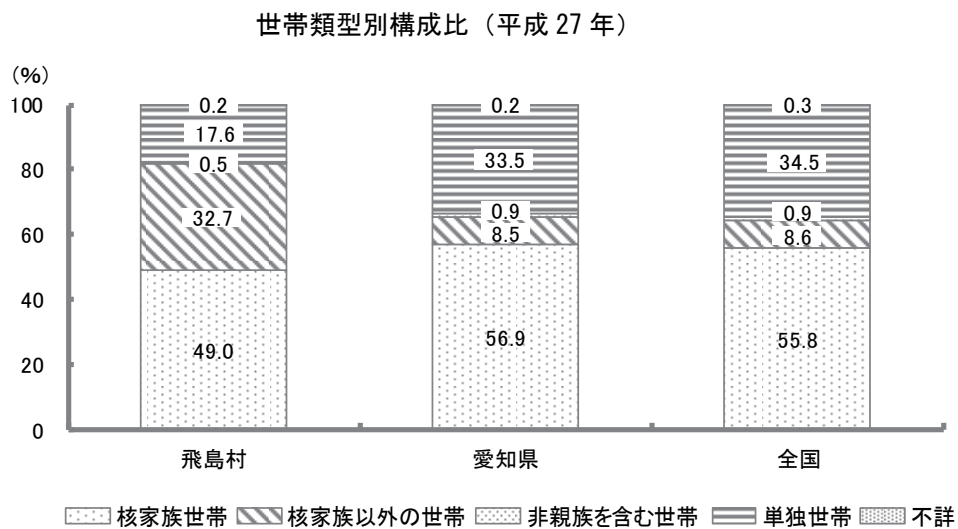
ひとり親世帯の状況を見ると、平成27年で母子世帯が7世帯、父子家庭が2世帯となっています。



資料：国勢調査

### ⑥ 世帯類型別構成比

世帯類型別構成比を見ると、愛知県、全国に比べ、核家族世帯、単独世帯の割合は低くなっていますが、核家族以外の世帯は高くなっています。



資料：国勢調査

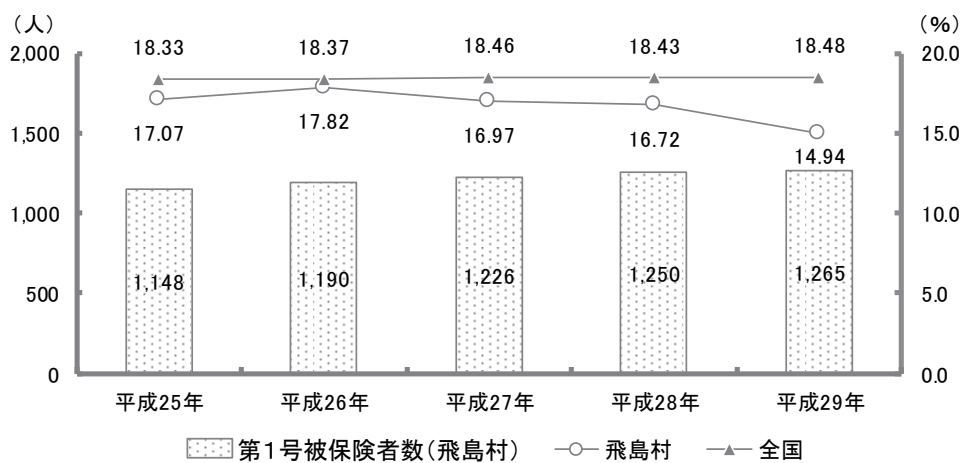
## 2 要介護認定者等の状況

### (1) 要介護認定者数の状況

平成26年までは増加傾向にありましたが、平成27年以降は減少傾向にあり、平成29年には189人となっています。要介護度別でみると、要介護2は、平成25年に比べ平成29年で増加しています。

要介護認定率は、平成29年には14.94%となっており、全国に比べ低くなっています。

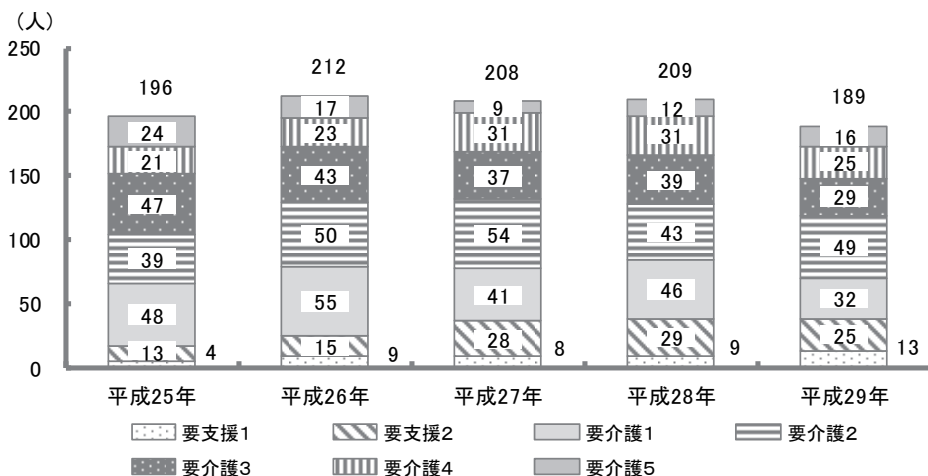
第1号被保険者数及び要介護認定者率の推移



資料：介護保険事業報告（各年9月末）

※要介護認定率＝要支援・要介護認定者数/第1号被保険者数×100

要介護認定者数の推移



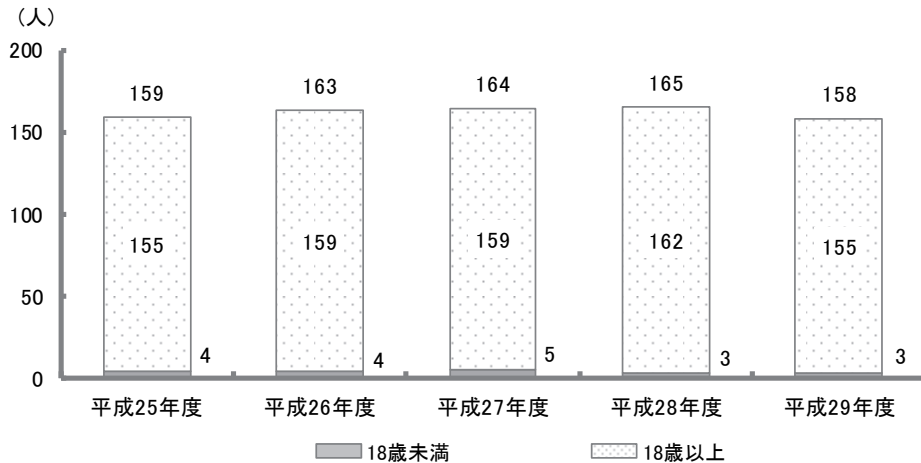
資料：介護保険事業報告（各年9月末）

### 3 障がいのある人の状況

#### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 29 年度で 158 人となっており、平成 28 年度までは増加傾向でしたが、平成 29 年度で減少しています。

身体障害者手帳所持者数の推移

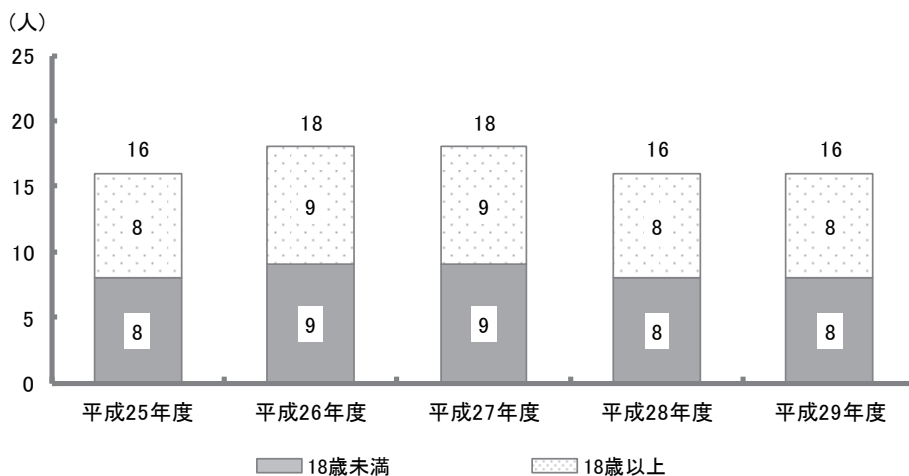


資料：庁内資料

#### (2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 25 年度以降 16~18 人の間で推移しています。

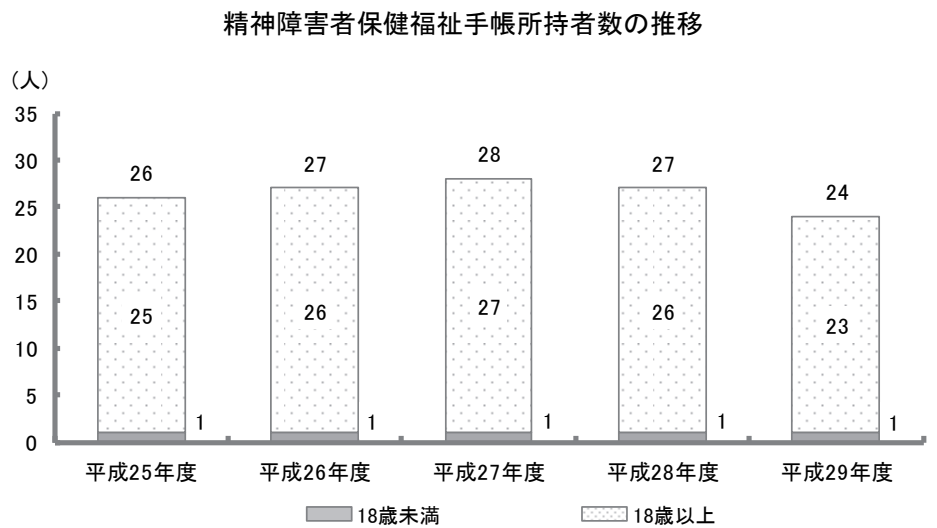
療育手帳所持者数の推移



資料：庁内資料

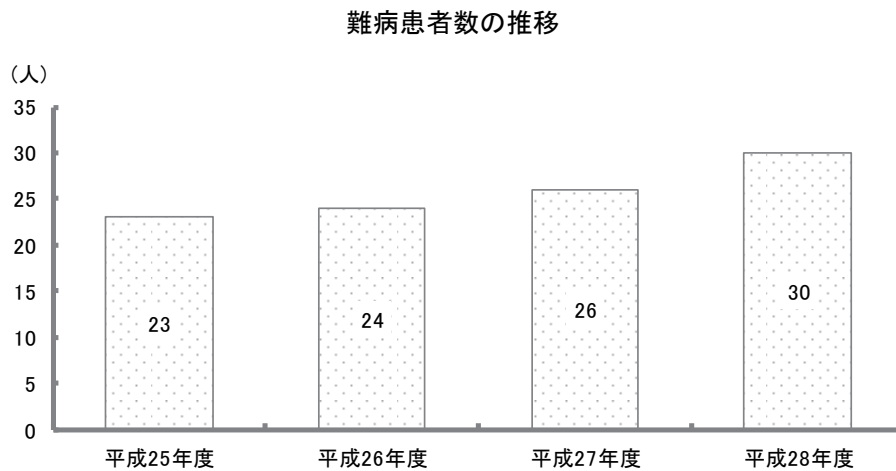
### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 29 年度は 24 人となっており、平成 27 年度以降減少傾向となっています。



### (4) 難病患者数の推移

難病患者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 28 年度で 30 人となっています。

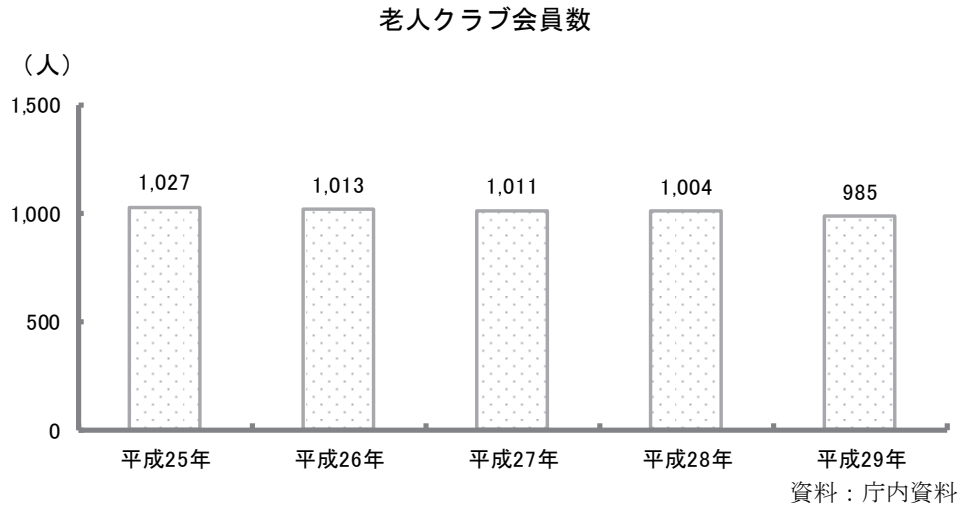


資料：津島保健所(津島保健所事業概要)

## 4 地域福祉団体の状況

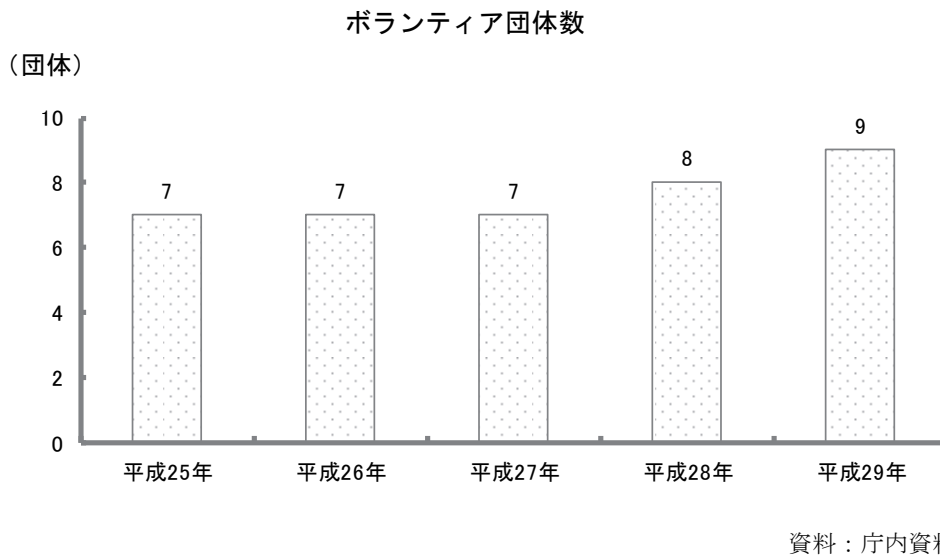
### (1) 老人クラブ会員数

老人クラブ会員数の推移をみると、平成25年以降減少しており、平成29年には985人となっています。



### (2) ボランティア団体数

ボランティア団体数の推移をみると、平成27年以降増加しており、平成29年には9団体となっています。



### (3) 各団体数

---

現在、各団体で活動している人数です。

民生委員・児童委員数 11名

人権擁護委員数 3名

保護司数 3名

自主防災班長数・・・各地区で選任し、80人前後を推移しています。

## 5 平成 29 年度アンケート調査の主な結果

### (1) 調査の目的

「飛島村地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定するにあたり、「地域福祉」に対する住民の考え方や意見をうかがい、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

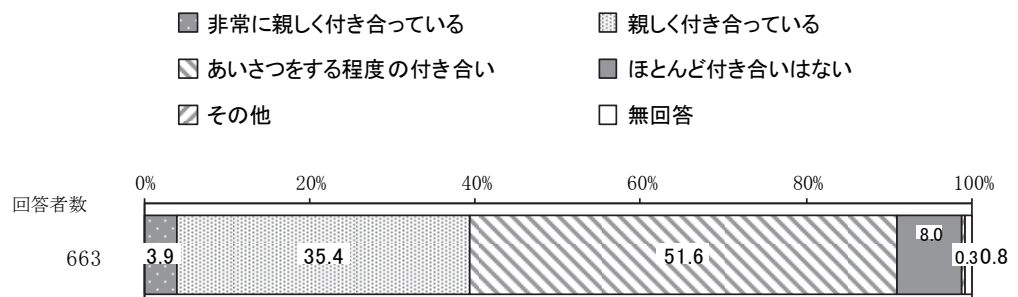
### (2) 調査の概要

区分	概要	
対象者数	1,500 人	
抽出方法	飛島村在住の 18 歳以上の住民から無作為抽出	
調査方法	郵送による配布、回収	
実施時期	平成 30 年 1 月 17 日から平成 30 年 1 月 29 日	
回収結果	有効回答数	663 通
	有効回答率	44.2%

### (3) 主な調査の結果

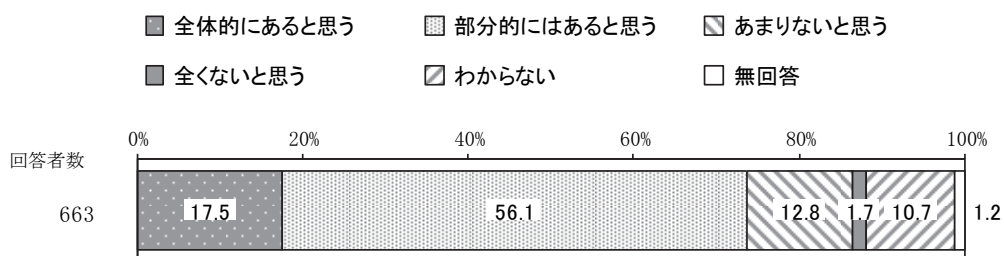
#### ① 普段、ご近所の方との関わりについて

「あいさつをする程度の付き合い」の割合が 51.6%と最も高く、次いで「親しく付き合っている」の割合が 35.4%となっています。



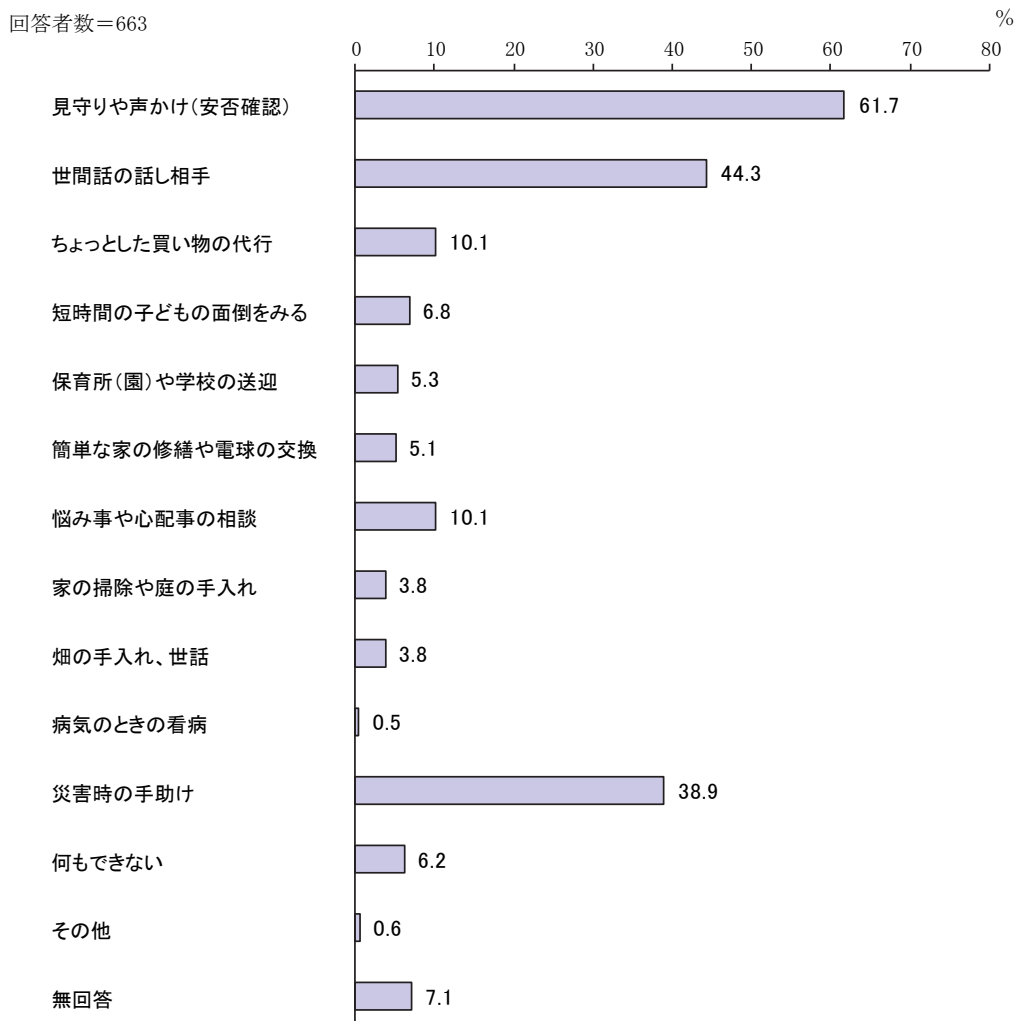
## ② お住まいの地区で、困っている場合に助け合う気風があるか

「全体的にあると思う」と「部分的にはあると思う」をあわせた“あると思う”の割合が73.6%、「あまりないと思う」と「全くないと思う」をあわせた“ないと思う”の割合が14.5%となっています。



## ③ 普段の地域の住民どうしの「助け合い」でできること

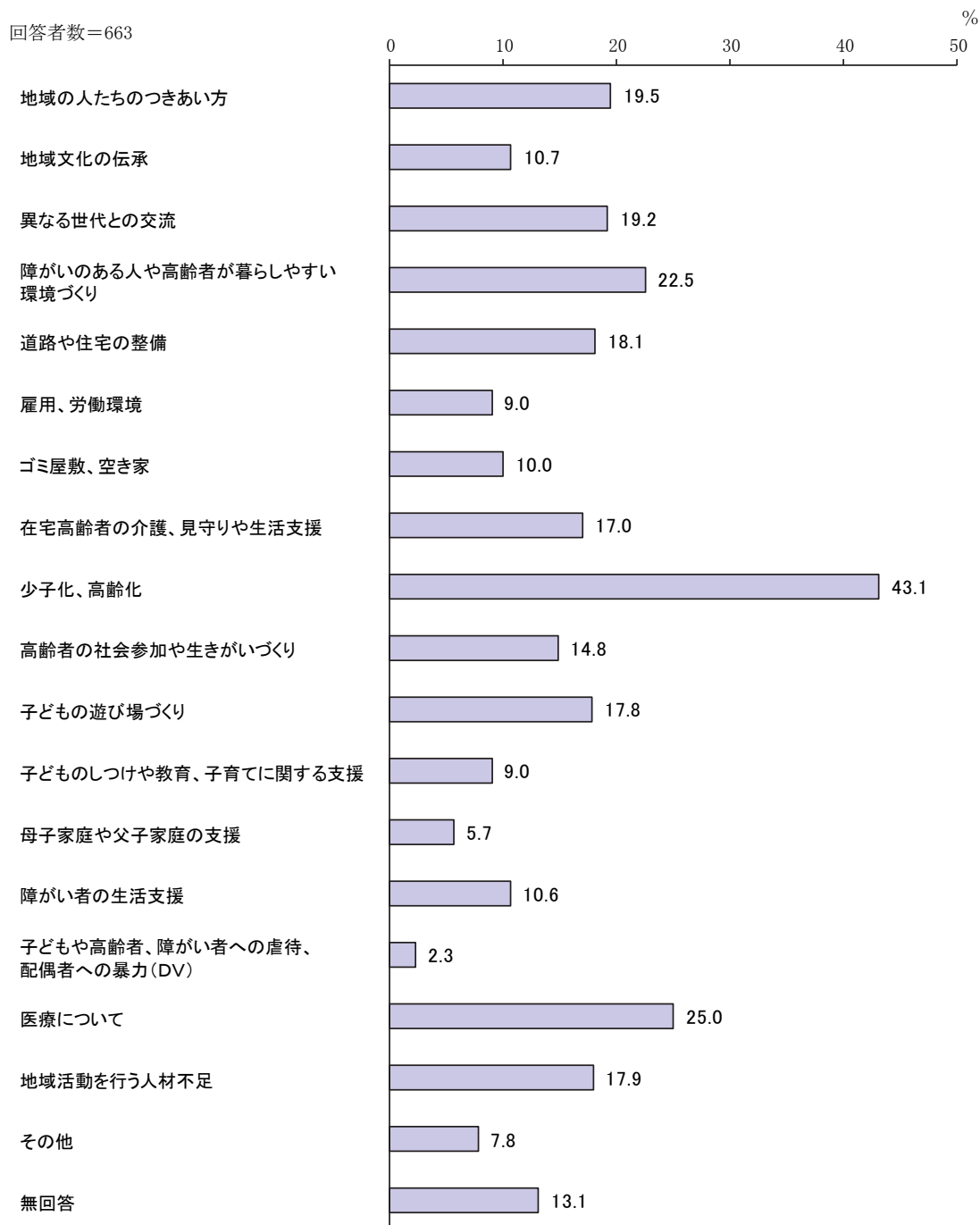
「見守りや声かけ（安否確認）」の割合が61.7%と最も高く、次いで「世間話の話し相手」の割合が44.3%、「災害時の手助け」の割合が38.9%となっています。





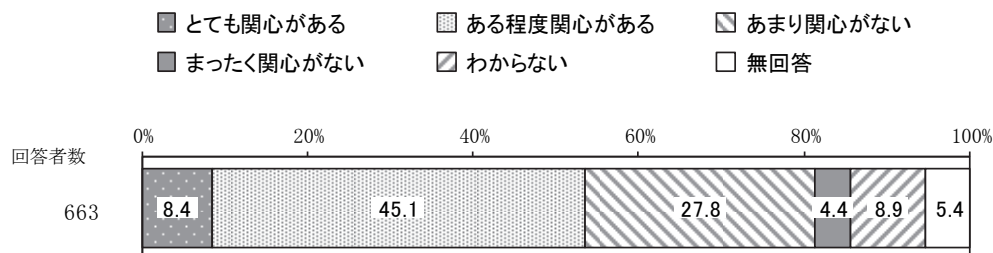
#### ④ 住んでいる地域での課題や問題について

「少子化、高齢化」の割合が43.1%と最も高く、次いで「医療について」の割合が25.0%、「障がいのある人や高齢者が暮らしやすい環境づくり」の割合が22.5%となっています。



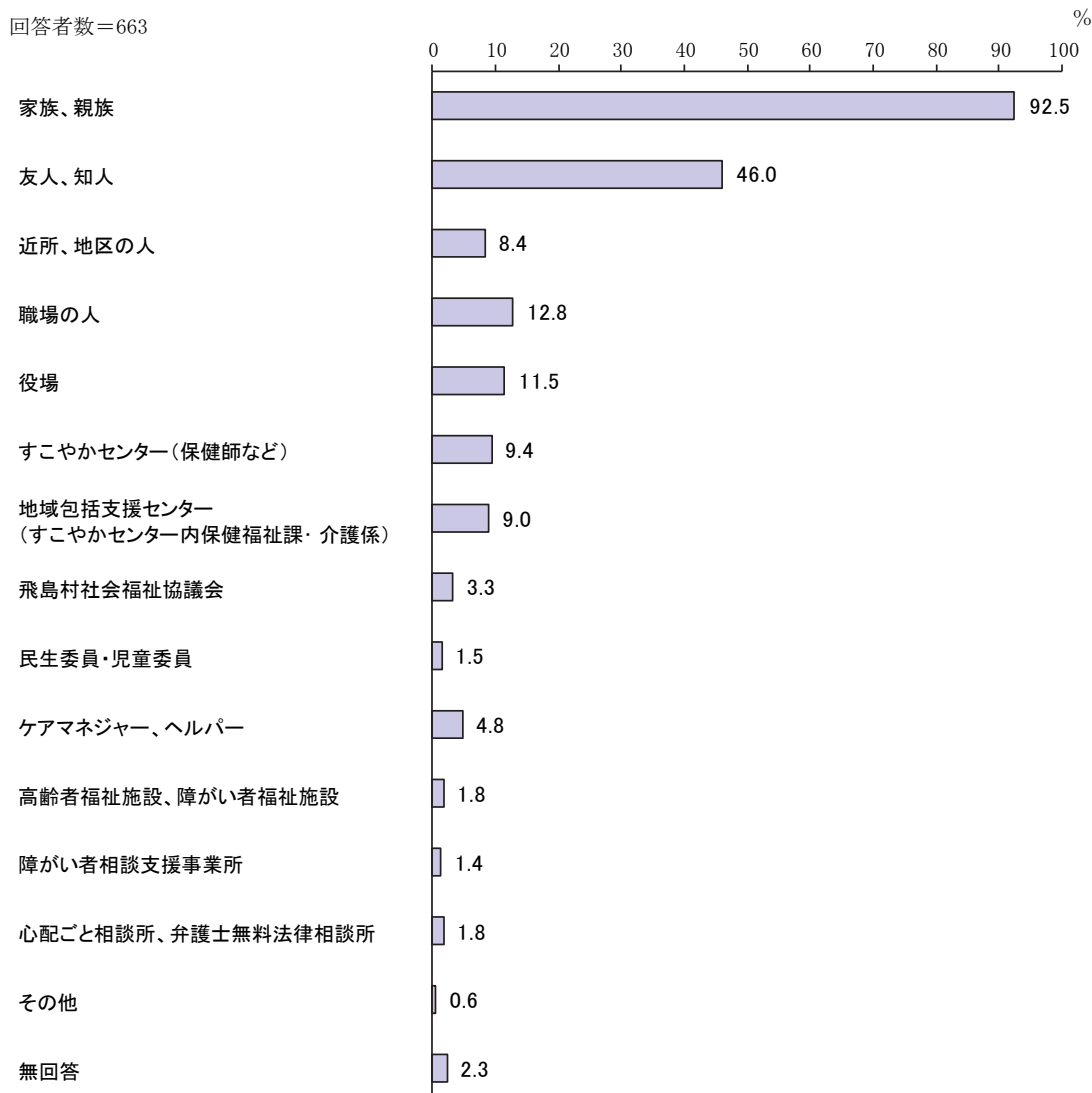
### ⑤ 福祉への関心度について

「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が53.5%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が32.2%となっています。



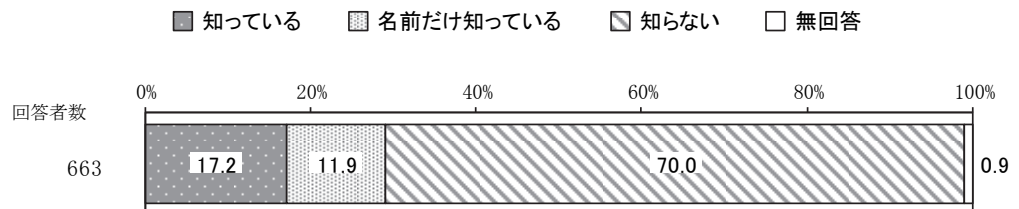
### ⑥ 生活上の問題が起きた時や手助けが必要になった時の相談相手について

「家族、親族」の割合が92.5%と最も高く、次いで「友人、知人」の割合が46.0%、「職場の人」の割合が12.8%となっています。



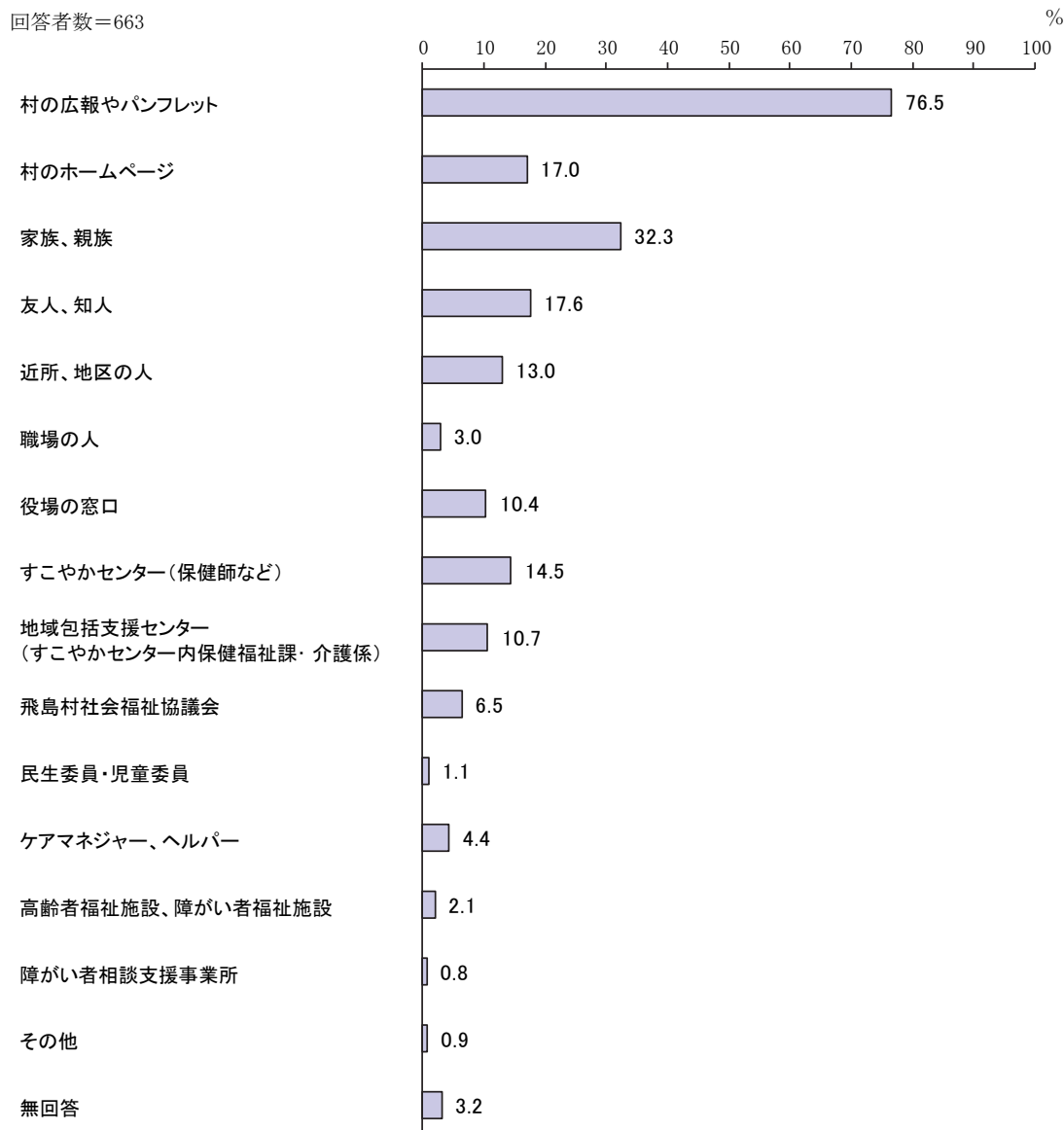
### ⑦ 民生委員・児童委員の認知状況について

「知らない」の割合が70.0%と最も高く、次いで「知っている」の割合が17.2%、「名前だけ知っている」の割合が11.9%となっています。



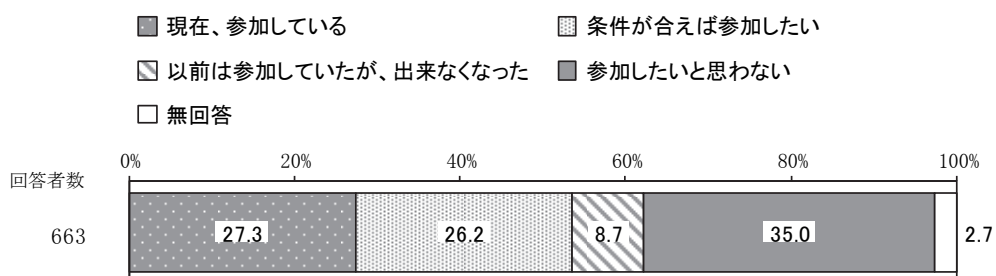
### ⑧ 村の福祉に関する情報の入手方法について

「村の広報やパンフレット」の割合が76.5%と最も高く、次いで「家族、親族」の割合が32.3%、「友人、知人」の割合が17.6%となっています。



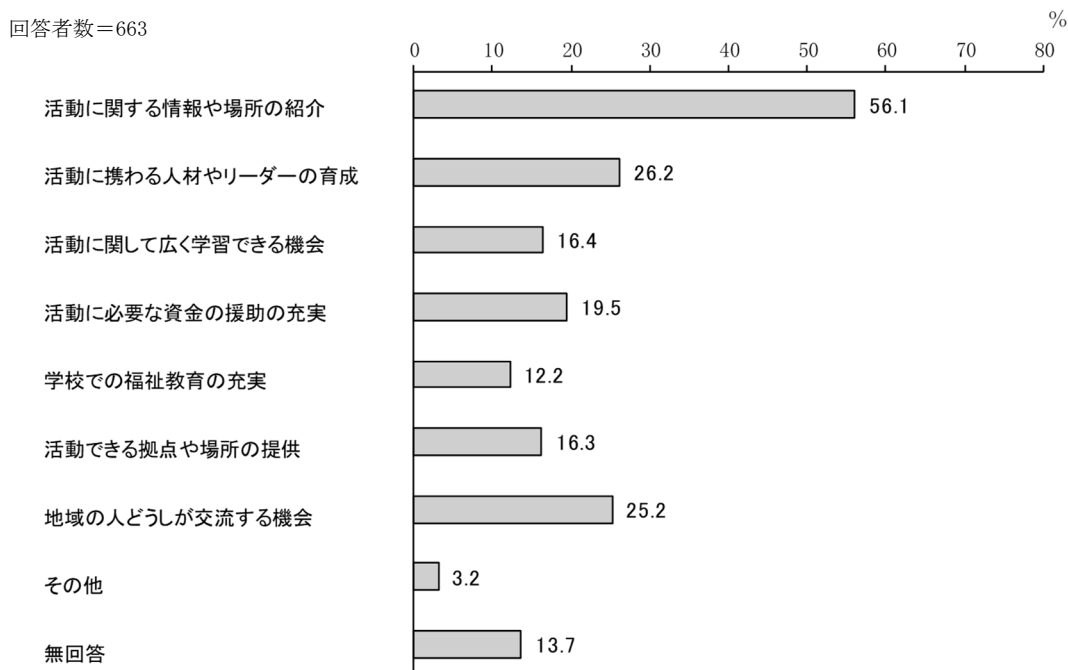
### ⑨ 地域活動やボランティア活動への参加状況について

「参加したいと思わない」の割合が35.0%と最も高く、次いで「現在、参加している」の割合が27.3%、「条件が合えば参加したい」の割合が26.2%となっています。



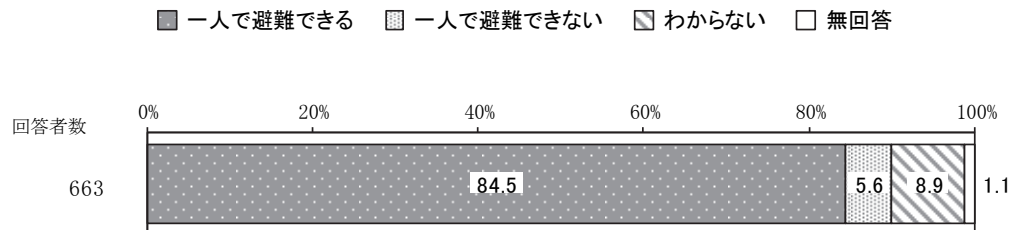
### ⑩ 地域の助け合いや福祉活動、ボランティア活動の輪を広げていくために必要なことについて

「活動に関する情報や場所の紹介」の割合が56.1%と最も高く、次いで「活動に携わる人材やリーダーの育成」の割合が26.2%、「地域の人どうしが交流する機会」の割合が25.2%となっています。



⑪ 災害時に一人で避難できるかについて

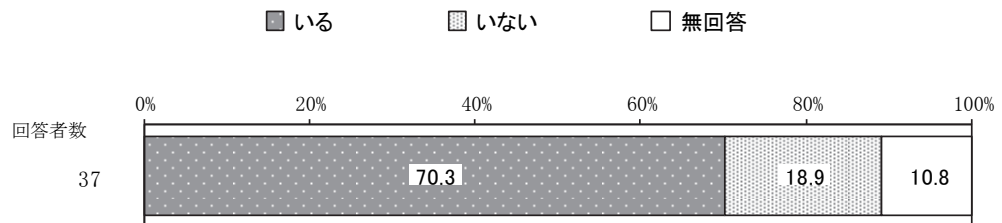
「一人で避難できる」の割合が84.5%と最も高くなっています。



⑫ 災害発生時に助けてもらえる人の有無について

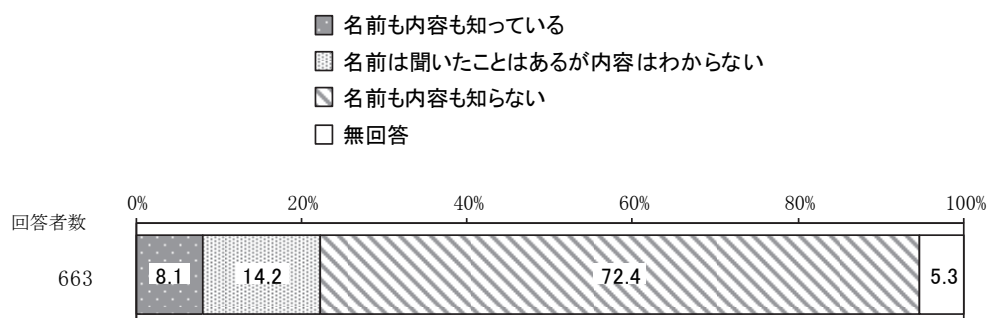
(⑪で「一人で避難できない」と回答した方のみ)

「いる」の割合が70.3%、「いない」の割合が18.9%となっています。



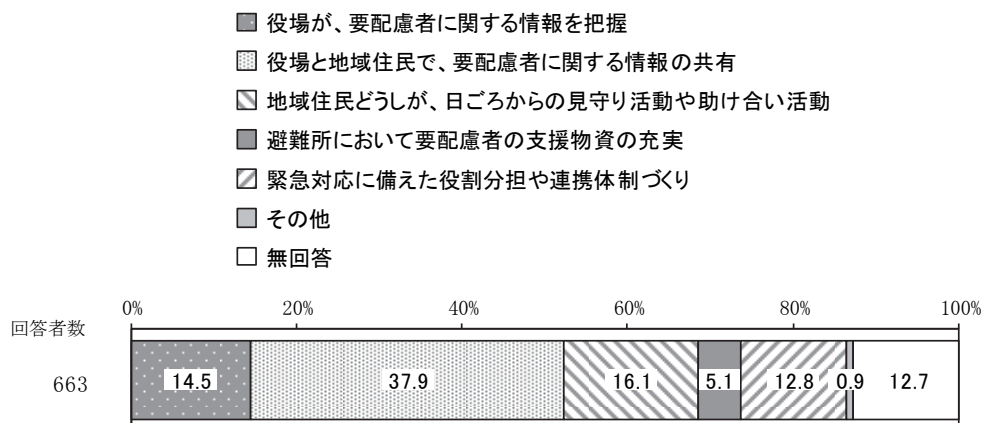
⑬ 避難行動要配慮者登録名簿の認知状況について

「名前も内容も知らない」の割合が72.4%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が14.2%となっています。



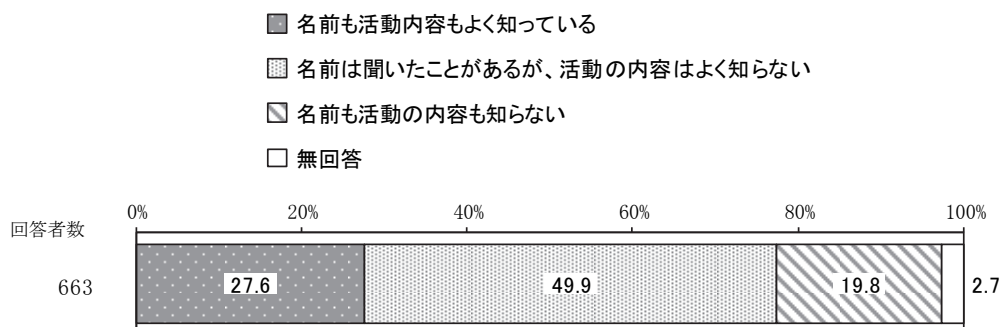
⑭ 災害時に支援や配慮が必要な人への対策や取り組みについて

「役場と地域住民で、要配慮者に関する情報の共有」の割合が37.9%と最も高く、次いで「地域住民どうしが、日ごろからの見守り活動や助け合い活動」の割合が16.1%、「役場が、要配慮者に関する情報を把握」の割合が14.5%となっています。



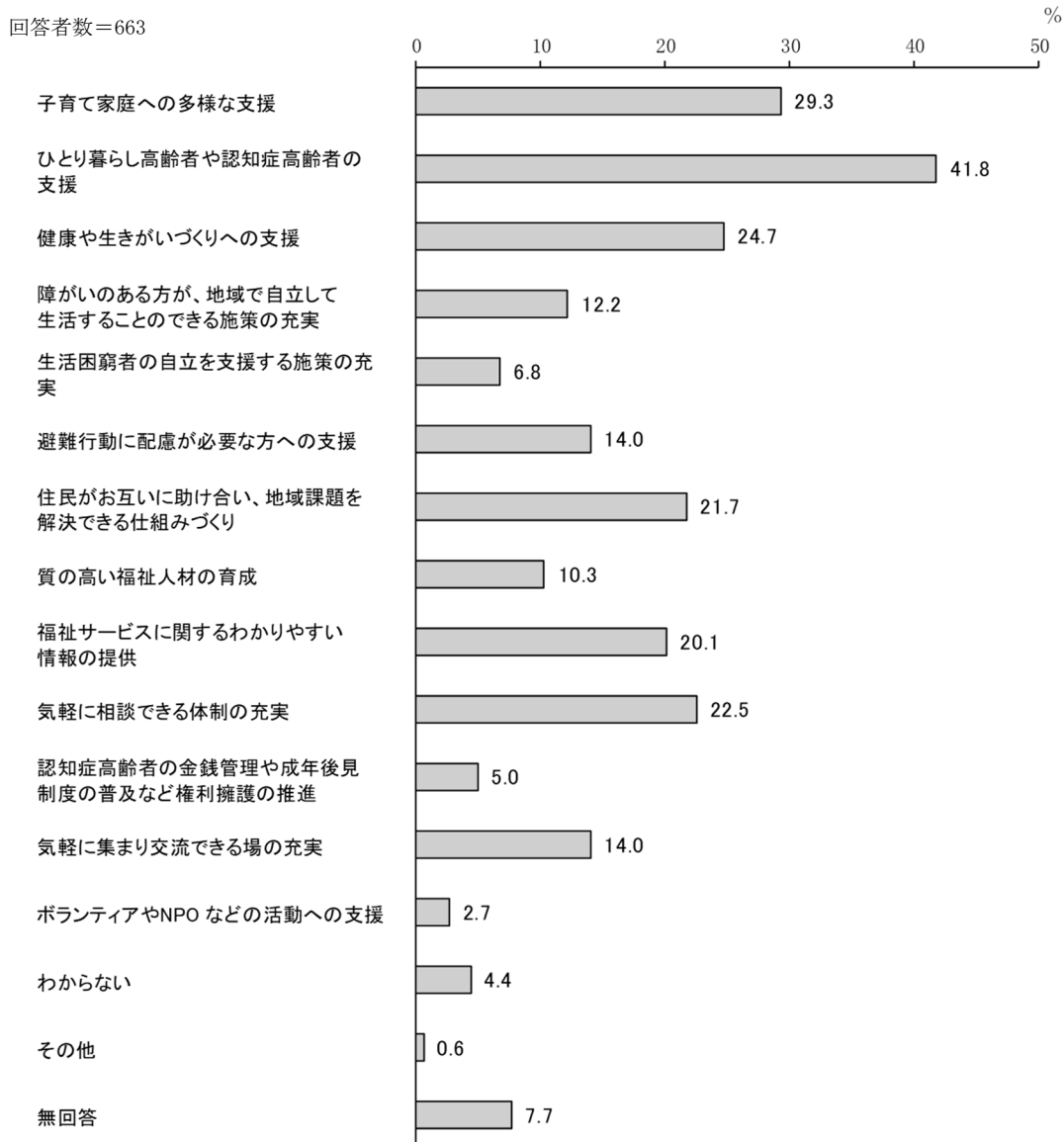
⑮ 飛島村社会福祉協議会の認知状況について

「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」の割合が49.9%と最も高く、次いで「名前も活動内容もよく知っている」の割合が27.6%、「名前も活動の内容も知らない」の割合が19.8%となっています。



⑩ これからの飛島村の地域福祉で重点にすべき事項について

「ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の支援」の割合が 41.8%と最も高く、次いで「子育て家庭への多様な支援」の割合が 29.3%、「健康や生きがいづくりへの支援」の割合が 24.7%となっています。



## 6 平成 29 年度訪問調査の主な結果

### (1) 調査期間

平成 29 年 7 月 4 日～13 日

### (2) 調査方法

調査方法は質問紙調査であった。調査員が、対象者の自宅または対象者が日常的に利用している施設（すこやかセンター）を訪問し、聞き取りにより回答を得ました。

### (3) 対象者

- ・元職員（男性 3 名、女性 5 名）
- ・生活保護受給者（男性 1 名 女性 1 名）

### (4) 調査結果

#### ① 現在の生活状況（対象者：生活保護受給者）

##### ○ 役場に相談しようとしたきっかけ

カテゴリー	人数	%
仕事の問題	1	50
健康の問題	2	100
家庭の問題	0	0

注) 重複回答あり  
健康の問題に関しては以下の回答が得られた。

- ・病気で長期療養となり、医療費の返済で家計が苦しくなった。知り合いから、役所に助けてもらえるとアドバイスをもらい、申請をした。

##### ○ 相談できる人の有無

カテゴリー	人数	%
はい	1	50
いいえ	1	50



○ 相談できる人

人数：2

カテゴリー	人数	%
役場	0	0
社協	0	0
民生委員	0	0
友人	0	0
家族	1	50
近所の人	1	50
その他	1	50
誰もいない	1	50

注) 重複回答あり  
「その他」に関しては以下の回答が得られた。  
・薬局の人

○ 相談しない理由（対象：生活保護受給者）

- ・ 玄関先で話しをただけ。
- ・ 自分には話し下手なのであまり相談しないが、みんな声をかけてくれるから嬉しい。
- ・ 民生委員は自宅に1回訪問してくれた。
- ・ 誰にも期待していない。

② 本村において取り組んで欲しいことや他の支援策（対象：生活保護受給者）

- ・ お金の面で支援してもらって助かる。
- ・ 若い人を無理矢理コミュニティに引き込むことを廃止してほしい。やりたい人が活動に参加し、協力してもらうのが効率的だと思う。
- ・ 村へは何も期待していない。

### ③ 本村の福祉における課題や解決策（対象：元職員）

#### ○ 本村福祉に関する課題

福祉政策や支援の充実	福祉を重視する、生活保護を受給できない世帯への支援、発言力のない住民への支援など。	6人
村の福祉施設の充実	保育施設は公立、私立と選べる環境が必要、介護施設が足りない、訪問サービスが少なく利用料が高い。	2人
高齢者施設のサービスの充実	ショートステイを利用しているが、リスク管理の観点から歩かせてもらえず、状態が以前よりも悪化した。	1人
独居高齢者への介入	独居の高齢者への介入方法は課題である。	1人
活動に関する説明の必要性	健康に対する活動は充実しているが年齢層による体系的な指導がないため、全体像が見えない。	1人
職員の改善点	福祉のビジョンをもってほしい、活動の提唱者の発言力が足りない、職員の養成が必要であるなど。	7人
居住環境面での不便さ	交通の不便さ、飛鳥の家は古く段差も多いため車いすでの生活が難しい。	2人
災害対策の必要性	地震体制や災害対策、大雨への対策。	2人

#### ○ 課題を解決するためのアイデア

福祉事業の工夫	福祉事業の工夫、健康寿命を延ばす工夫。	2人
介護予防活動や健康講座の充実	介護予防活動に積極的に取り組む、他地域と連携して健康講座などを行う。	2人
職員の積極的な福祉活動の学びや実践	トップの方々が健康活動などを提唱し積極的に参加する、他の地域との連携や外部での研修など。	6人
相談しやすい環境づくり	未検診者の訪問、職員による見回りなど。	3人
老人クラブでの魅力的な活動の展開	年齢別で豊富な活動を展開する。	1人
民間機関の活用	民間機関の活用や委託。	1人
地域での交流機会の増加	交流の場を増やす。	1人
住民への説明	給付費が高い原因の説明。	1人
他地域との連携	他地域との連携、外部での研修。	2人
書籍の充実	図書館の本を増やす（特に健康に関する書籍）。	1人
老人クラブと役場での情報共有	老人クラブ参加者から引きこもりがちな高齢者世帯の情報を役場と共有する。	1人

○ 本村福祉に関する要望

福祉事業の充実	予防事業の強化、健康相談の充実、介護サービスの増加など。	4人
高齢者と子どもと一緒に過ごせる環境づくり	高齢者も子どもも一緒に遊べる村営施設があればよい、敬老センターへ孫を連れていけるようにしてほしい。	2人
地域のつながりの強化	地域のつながりが強い村になってほしい、お互いを気にし合える関係を作りたい。	2人
子どもや若い世代の意見の反映	住民の声、特に子どもや若い母親の声をもっと聞いてほしい。	1人
高齢者施設での交流の機会の増加	デイ利用者ショートステイ利用者が交流できるようになると良い。	1人
保育施設の改修や整備	高齢者施設はきれいで充実しているのに比べ、小さい子の施設はいつも後回しになる印象がある。	1人
本村の施設への視察機会の増加	自治体責任者や議員さんが保育所に訪れたことはないため、様子を見に来てほしい。	1人
職員の公平な採用	本当にやる気のある職員を雇える環境を作してほしい。	1人
長寿研への要望	報告書を提出することだけではなく、具体的なアドバイスを提案したほうが良い。	1人
他人に対して干渉しすぎないむらづくり	他人に対して干渉しすぎない村にしたい。	1人

○ 担い手としてできること

住民の地域活動実現に向けた支援	他の人が地域にでていくようにしたい。	1人
コミュニティづくりのための支援	人々のつながりを作ることに貢献したい。	1人
積極的なコミュニケーション	積極的に声をかける、老人クラブ内で参加者同士や仲間同士、近所同士で助け合おうとしている。	2人
可能な範囲での活動の実施	午前中だけできることがあればしたい。	1人
新聞の出版	定期的に新聞を出版したい。	1人

## 7 平成 29 年度フォーカスグループインタビューの主な結果

### (1) 調査期間

平成 29 年 7 月 4 日～14 日

### (2) 参加者

- ・ 民生委員・児童委員（10 名）
- ・ 人権擁護委員、保護司（6 名）
- ・ 社会福祉協議会 非常勤（以下社協非常勤）（4 名）
- ・ 社会福祉協議会 常勤（以下社協常勤）（7 名）

### (3) 実施場所

すこやかセンター、ふれあいの郷

### (4) 調査内容

地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定に向けた課題及びニーズを把握するため、フォーカスグループインタビューを実施した。インタビュー時間は約 1 時間であり、参加者に事前に承諾を得た上で IC レコーダー及びビデオ動画で記録し、内容分析法により課題及びニーズを抽出した。

## (5) 調査結果概要

### ① 平成 29 年度地域福祉計画ニーズ調査結果から

グループ	分析項目	抽出アイテム
民生委員・ 児童委員	現状の福祉活動に関する課題	住民からの相談の乏しさ
		世代間での声掛けのしづらさ
	地域のつながりに関する課題	地域のつながりが強いことによる弊害
	今後の村の福祉活動の展開	住民同士が交流できる機会の提供
		今後の活動展開
	多職種連携の必要性	行政との連携
		各機関との連携
各機関との情報共有		
人権擁護委員、 保護司	現状の福祉活動に関する課題	住民からの相談の乏しさ
		子どもに関する問題への取り組み
	地域のつながりに関する課題	地域のつながりが強いことによる弊害
		地域のつながりの希薄化
	今後の村の福祉活動の展開	住民どうしが交流できる機会の提供
		匿名化による相談の実施
		今後の活動展開
多職種連携の必要性	職員間での情報共有	
社協非常勤	現状の福祉活動に関する課題	作業所へ通うための工夫
	多職種連携の必要性	各機関との連携
		職員間での情報共有
社協常勤	現状の福祉活動に関する課題	住民の障がいや福祉への理解の乏しさ
		社会活動の機会の充実
		職員の能力向上の必要性
	地域のつながりに関する課題	地域のつながりが強いことによる弊害
		地域のつながりの希薄化
	現状の体制に関する課題	各機関との連携
		人員整備の必要性
		地域における活動の充実
		少数派の意見の反映
	移動手段に関する課題	公共交通機関の乏しさ
	今後の村の福祉活動の展開	住民どうしが交流できる機会の提供
		今後の活動展開
	多職種連携の必要性	行政との連携
		各機関との連携
各機関との情報共有		
施設整備の必要性	住民が訪れやすい施設	
	総合福祉センターの設立	

② 平成 29 年度健康とびしま 21 ニーズ調査結果から

※議員、有識者へのフォーカスグループインタビュー結果から、関連部を抜粋した。

グループ	分析項目	抽出アイテム
議員	村をより良くするアイデア	子どもから高齢者まで途切れない支援の継続
		「学習支援の強化」
		世代間での価値観と情報共有
	これからの地域づくり	若年世代や移住者に住みやすい地域づくり 住みやすい「とびしまブランド」の地域づくり
有識者	飛島村保健医療福祉の課題	多職種間の連携
		在宅療養の難しさ
		老人クラブへの参加者減少
	これからの地域づくり	世代を越えた交流の場づくり 元気な高齢者の居場所づくり

## 8 平成 30 年度フォーカスグループインタビューの主な結果

### (1) 調査期間

平成 30 年 6 月 11 日～12 日

### (2) 参加者

- 子育て世代の住民（女性 9 名）
- 社会福祉協議会に関わるボランティア代表者（女性 5 名）
- 住民ボランティア（65 歳以上女性 6 名）
- 自主防災班長（男性 7 名）
- 小学生（男児 6 名、女児 3 名）
- 中学生（男性 2 名、女性 4 名）
- 転入者（男性 3 名、女性 4 名）
- 職員（3 グループ、内訳男性 8 名、女性 13 名）
- 職員個別インタビュー（男性 1 名）

### (3) 実施場所

すこやかセンター及び子育て支援センター、ふれあいの郷

### (4) 調査内容

地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定に向けた課題及びニーズを把握するため、フォーカスグループインタビューを実施した。インタビュー時間は約 1 時間であり、参加者に事前に承諾を得た上で IC レコーダー及びビデオ動画で記録し、内容分析法により課題及びニーズを抽出した。また、職員 1 名に対しては個別インタビューを実施した。下記 4 項目について聴取した。

- (1) 飛島村の強み
- (2) 多世代交流を進めていく上での課題、アイデア
- (3) 安心安全なむらづくりを進めていく上でのアイデア
- (4) 魅力的なむらづくりのための課題、アイデア

上記項目について、内容分析法を用い、(1) 飛島村の強み (2) 多世代交流を進めていく上での課題、アイデア (3) 安心安全なむらづくりを進めていく上でのアイデア (4) 魅力的なむらづくりのための課題、アイデアといった 4 つの分析項目に分類し、アイテム抽出を行った。

## (5) 調査結果概要

地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定に向けたニーズを聴取し、グループごとに分析項目と抽出アイテムを下記に示す。

グループ	分析項目	抽出アイテム
子育て世代の住民	村の強み	施設の充実
		自然の豊かさ
		親密な人間関係
		保健福祉サービスの充実
		アクセスの良さ
	多世代交流を進めていく上での課題、アイデア	地域行事の活用
		住民が集う場所づくり
		気軽に参加できる活動
		新たなイベントの展開
	安心安全なむらづくりを進めていく上でのアイデア	交通安全対策の強化
		防犯対策の強化
		防災グッズの整備
		避難所内容の共有
		防災訓練の工夫
平時からの避難所活用		
災害時に向けた顔の見える関係づくり		
災害時要支援者対策		
災害時の GPS 活用		
魅力的なむらづくりのための課題、アイデア	他自治体への対象者拡充	
	村内施設の拡張	
社会福祉協議会に関わるボランティア	村の強み	人柄の良さ
		自然の豊かさ
	多世代交流を進めていく上での課題、アイデア	世代間の価値観と情報共有
		子どもが集まるイベントの活用
		参加者を増やす取り組みの必要性
		地域行事の活性化
		交流に向けた困難感
	安心安全なむらづくりを進めていく上でのアイデア	避難経路の確認
		住民リーダーによる情報把握
		災害時の共助に対する困難感
		防災グッズの整備
		住民の防災意識の向上
		防災に向けた担い手づくり
		子どもの交通安全と防犯強化
	在勤者との相互理解	
	魅力的なむらづくりのための課題、アイデア	生活支援サービスの充実



グループ	分析項目	抽出アイテム
住民 ボランティア (65歳以上)	村の強み	施設の充実
		保健福祉サービスの充実
		人柄の良さ
		親密な人間関係
		学校教育活動の充実
	多世代交流を進めていく 上での課題、アイデア	世代間の価値観と情報共有
		子どもが集まるイベントの活用
		地域行事の活用
		声かけや挨拶など日々のかかわり促進
	安心安全なむらづくりを 進めていく上でのアイデア	災害時に向けた顔の見える関係づくり
		避難経路の確認
		地震、津波に関する不安、疑問
		防犯対策の強化
	魅力的なむらづくりの ための課題、アイデア	要支援者の見守り体制の充実
		生活支援サービスの充実
自主防災	村の強み	施設の充実
		自然の豊かさ
		人柄の良さ
		親密な人間関係
		市街化の抑制
		人口流動が少ない
	多世代交流を進めていく 上での課題、アイデア	既存施設の活用
		地区単位での交流行事实施
		担い手づくり
		多世代での連携
	安心安全なむらづくりを 進めていく上でのアイデア	本村の防災活動指針の明確化
		避難所の運営管理の不明瞭さ
		避難経路の確認
		住民主体の防災活動
		平時からの避難所活用
		防災訓練の工夫
		子どもへの防災教育
		防災に向けた担い手づくり
		自主防災班への助成金の分配と周知
		消防団員への防災教育、防災活動の啓蒙

グループ	分析項目	抽出アイテム
転入者	村の強み	財政
		自然の豊かさ
		のどかな環境
		公共福祉サービスの充実
		人柄の良さ
		施設の充実
	多世代交流を進めていく上での課題、アイデア	働く世代を巻き込んだ交流企画の創出
		転入者との相互理解
		新たなイベントの展開
		広報活動、情報発信の工夫
		生活の基盤づくり支援
	安心安全なむらづくりを進めていく上でのアイデア	交通安全対策の強化
		防犯対策の強化
		個人の防災対策強化
		地震、津波に関する不安、疑問
	魅力的なむらづくりのための課題、アイデア	各世代への支援拡充
		転入者への支援充実
		住民ニーズの把握に向けた仕組みづくり
		暮らしやすい生活環境
広報活動、情報共有の工夫		
スポーツ活動強化		
職員①	村の強み	自然の豊かさ
		人柄の良さ
		親密な人間関係
		公共福祉サービスの充実
		学校教育、活動の充実
		保健福祉サービスの充実
		地区組織のつながり
		イベントの充実
		施設の充実

グループ	分析項目	抽出アイテム
職員①	多世代交流を進めていく 上での課題、アイデア	新たなイベントの展開
		地域行事の活性化
		住民主体のイベント展開
		交通手段の充実
	安心安全なむらづくりを 進めていく上でのアイデア	防犯対策の強化
		交通安全対策の強化
		要支援者の見守り体制充実
		在勤者との相互理解
		避難経路の確認
		避難訓練の工夫
		災害時の職員の役割明確化
		住民の防災意識の向上
	魅力的なむらづくりの ための課題、アイデア	新たな魅力づくり
		住民の主体性を引き出す仕掛けづくり
		住民ニーズ把握に向けた仕組みづくり

グループ	分析項目	抽出アイテム
職員②	村の強み	親密な人間関係
		保健福祉サービスの充実
		のどかな環境
		イベント参加者の多さ
		アクセスの良さ
		財政
	多世代交流を進めていく 上での課題、アイデア	地域行事の活性化
		新たなイベントの展開
		実行委員メンバーの固定化解消
		参加者を増やす取り組みの必要性
		住民ニーズを反映したイベント展開
		世代間の価値観と情報共有
		住民どうしの支え合いの仕組みづくり
		転入者との交流促進
	安心安全なむらづくりを 進めていく上でのアイデア	防犯対策の強化
		防災訓練の工夫
		住民の防災意識の向上
		要支援者の見守り体制充実
		高齢者の交通事故対策
		在勤者との相互理解
	魅力的なむらづくりの ための課題、アイデア	若手職員の意見反映
		住民の主体性を引き出す仕掛けづくり
		広報活動、情報発信の工夫
		住民が未来を描ける村づくり
		住民主体のイベント展開
		他自治体との連携と対象者拡充
		多様なイベント内容の展開
		新規農業事業の展開
		娯楽施設の誘致
		教育機関の設置
駅新設		
保健福祉施設の一体化		
空き家活用		
生活支援サービスの充実		

グループ	分析項目	抽出アイテム	
職員③	村の強み	親密な人間関係	
		施設の充実	
		保健福祉サービスの充実	
		学校教育活動の充実	
		財政	
	多世代交流を進めていく上での課題、アイデア	新たなイベントの展開	
		対象者を絞ったイベント展開	
		地域行事の活性化	
		交通手段の充実	
		住民が集う場所づくり	
	安心安全なむらづくりを進めていく上でのアイデア	交通安全対策の強化	
		在勤者との相互理解	
		住民の防災意識の向上	
		防災訓練の工夫	
		防災訓練の参加者拡充	
		災害時に向けた顔の見える関係づくり	
	魅力的なむらづくりのための課題、アイデア	新たな魅力づくり	
	職員個別	村の強み	保健福祉サービスの充実
			親密な人間関係
人柄の良さ			
多世代交流を進めていく上での課題、アイデア		住民が集う場所づくり	
		交通手段の充実	
安心安全なむらづくりを進めていく上でのアイデア		防犯対策の強化	
		避難所の見学	
		指定避難所以外の避難所認知	
		防災グッズの整備	
交通安全対策の強化		交通安全対策の強化	
		魅力的なむらづくりのための課題、アイデア	広報活動、情報発信の工夫
			イベントの工夫
多世代に向けた保健福祉事業展開			

グループ	分析項目	抽出アイテム
小学生	村の強み	本村独自の取り組みがある
		学校教育、活動の充実
		施設の充実
		人柄の良さ
		公共福祉サービスの充実
		自然の豊かさ
		歴史の豊かさ
	多世代交流を進めていく上での課題、アイデア	新たなイベントの展開
		住民が集う場所づくり
	安心安全なむらづくりを進めていく上でのアイデア	交通安全対策の強化
		防犯対策の強化
		防災に向けた環境整備
	魅力的なむらづくりのための課題、アイデア	住民が集う場所づくり
中学生	村の強み	自然の豊かさ
		親密な人間関係
		人柄の良さ
		施設の充実
		学校教育活動の充実
		地域行事の充実
		安全な通学
	多世代交流を進めていく上での課題、アイデア	住民が集う場所づくり
		新たなイベントの展開
		学校行事を通じた交流イベントの促進
		地域行事の活用
		学園内での交流促進
	安心安全なむらづくりを進めていく上でのアイデア	交通安全対策の強化
		避難方法の共有
		住民の防災意識の向上
		防災訓練の工夫
	魅力的なむらづくりのための課題、アイデア	防災グッズの整備
		学校内での主体的活動参加
		新たな魅力づくり
		交通手段の充実

### ① 飛島村の強み

地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定に向けたニーズ調査の結果、飛島村の強みについて「自然の豊かさ」や「親密な人間関係」「人柄のよさ」など村への愛着の声や、「保健福祉サービスの充実」「施設の充実」など村の公共福祉事業や保健福祉事業の厚さに関する声が数多く聞かれた。小学生では村のオリジナル体操であるキラリとびしまのびのび体操があるなど「村独自の取り組みがあること」があげられた。

### ② 多世代交流を進めていく上での課題、アイデア

多世代交流について「新たなイベントの展開」をはじめ、「住民が集う場所づくり」などさまざまな世代が集まる交流の機会へのニーズがあげられた。交流促進のアイデアとして「既存施設の活用」や「地域行事の活性化」など既存資源の活用、イベントの情報発信など「広報活動、情報発信の工夫」に関する意見が抽出された。また、働く世代の参加の難しさや、「世代間の価値観、情報共有」などの課題があがり、暮らしの多様化や価値観の差などに配慮した支援が求められていることが示唆された。

### ③ 安心安全なむらづくりを進めていく上でのアイデア

歩道の整備や交通量の多い道路の規制など「交通安全対策の強化」へのニーズがあげられた。また、夜間の道路が暗く街灯が少ないとの声が多く「防犯対策の強化」の必要性が示唆された。防災に関する取り組みについては避難所までの道がわからない、避難所の鍵がどのように開くかわからないなど「避難所の運営管理の不明瞭さ」への心配や、発災時に確実な避難が本当にできるのかなどの不安があがり、防災活動の普及啓発や災害時の住民や職員の役割を明確化し共有するなど、体制の強化が望まれる。

### ④ 魅力的なむらづくりのための課題、アイデア

魅力的なむらづくりに関しては既存の保健福祉サービスの個別の世代にとどまらずライフステージをつなぐ「生活支援サービスの充実」や「他自治体への対象者拡充」などサービス提供の充実に関する意見があげられた。また、ショッピングモールなど「住民が集まる場所づくり」や映画やドラマのロケの誘致やフォトコンテスト、田んぼアートなどむらの「新たな魅力づくり」に関するアイデアが子どもたち、若手、転入者をはじめ、対象者すべての方から挙げられ、地域の実情、特色に応じた取り組みが期待される。

## 9 飛島村の暮らしの課題

### (1) 住民どうしの支え合いの仕組みづくり

地域で暮らす人々が、地域の中で自分らしい生き方を実現していけるように共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなど、“共助”を育ていけるような、顔の見える「共生のむらづくり」を構築し、住民どうしの支え合いの仕組みを強化していくことが重要です。

### (2) 地域への愛着と地域課題の相互理解の促進

地域で暮らす人々が、地域に愛着を持ち、地域の福祉課題に対して相互に理解し、住民が主体的に課題を共有し、地域行事やボランティア活動に積極的に参加していくことで、多世代交流や在住者と転入者との交流、地域間交流などを通じ、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うなかで自己を成長させ、いきいきと生活できるような地域にすることが大切です。

### (3) 切れ目のない体制の整備と情報発信の工夫

保健、福祉、医療、教育など地域で安心して生活するために必要な情報の質と量の充実を図り、いつでも気軽に相談できる体制を整備し、地域包括ケアの理念のもと生活上の困難を抱える要援護者に対して包括的かつ切れ目のない支援体制の整備や情報発信の工夫などを行っていくことが必要です。



#### (4) 権利擁護体制の推進と地域連携ネットワークの構築

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的・精神障がいのある人などの権利が守られ、必要な援助を受けることができるよう権利擁護について、周知及び啓発活動を実施し成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を図り、地域連携ネットワークを構築することが必要です。

#### (5) 緊急・災害時の支援体制構築と見守り体制の充実

個人情報などの人権に十分配慮しつつ、高齢者や障がい児者、外国人など、日常的に支援を必要とする人が緊急時や災害時に孤立しないよう、支援を必要とする人の把握や安否確認を実施する機能を充実させるとともに、公的支援だけでは対応しきれない多様な局面での防災活動を行うためにも迅速で的確な災害時の支援体制の仕組みづくりが必要です。

また、地域住民が安心安全に暮らせるように、安全を確保するための地域での見守り体制など、防犯対策の充実を図っていくことが必要です。

## 計画の基本理念及び目標

### 1 基本理念

地域福祉を推進するためには、地域活動の推進や団体等との連携において、本村の魅力ある生活文化や資源を十分に活用し、施策を推進することが必要です。

地域福祉を進めるためには、本村の強みである地域のつながりの強さを活かしながら、すべての住民が支え合いながら安心、安全に暮らす地域づくりを実現していくことが重要です。

住民一人ひとりが地域の問題に関心を持ち、活動を広げ、すべての住民が、“おたがいさま”の気持ちを持つことにより、住民主体による安心で安全な、「住みやすく、住民が輝くむら」を創造し、その暮らしを次世代へ受け継いでいくことを目指します。

#### 基 本 理 念

**ご縁キラリ、ほっと安心、みんなが輝く飛島村**

## 2 基本目標と取り組みの方向性

飛島村らしさを活かした地域福祉を実現するため、次の4つの基本目標を定め、各取り組みを進めます。

### 基本目標1 住民誰もが地域の問題に主体的に参加できる支え合いのむらづくり

本村の強みを活かしながら、福祉に関わる機会を増やし、地域福祉の理解促進を図ることで、つながりのあるむらづくりを進めます。

また、地域に暮らす人々の交流を広げることで、地域問題を共有し、課題を解決できる地域を作ります。

【基本施策1】福祉教育の推進

【基本施策2】地域での交流の促進

【基本施策3】住民助け合い活動の推進

【基本施策4】当事者の組織化推進と活動の支援

### 基本目標2 住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり

生活困窮など、福祉課題に向けて情報収集及び早急な対応を図るとともに、具体的な困りごとの相談に対して、しっかりと対応できる体制をつくるためにも、広域的な視点をもって関係機関との連携を強化し、地域の中で子どもから高齢者までが住みやすいむらを築いていきます。

【基本施策1】相談・情報提供体制の確立

【基本施策2】権利擁護体制の推進

### 基本目標3 地域福祉推進のための体制づくり

地域の問題の解決には、地域の「自助・共助」の力が重要となります。本村に根付く支え合い、助け合いの意識や力をしっかりと受け継ぎ、ますます発揮していくことができる環境づくり、ネットワークづくりを目指します。

また、本村の福祉サービスの充実を図り、サービスを必要とする人が必要なサービスを受けることのできる体制や、福祉に関する情報を発信していきます。

【基本施策1】地域福祉推進のための人づくり

【基本施策2】地域連携ネットワークの構築

【基本施策3】福祉サービスの充実及び質の向上

【基本施策4】福祉に関する情報の発信

### 基本目標4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

地域で暮らす人々の「自助・共助」が、さまざまな問題を抱える人を支え、防犯・防災に対する最大の「備え」であることはもちろんですが、地域の支え合いだけでは対応できない問題を解決するため、住民主体の地域活動の支援等新たな仕組みをつくっていきます。

また、生活に困難を抱える人でも、むらで安心して生活ができるよう、支援体制の充実を図っていきます。

【基本施策1】外出・移動・居住支援の充実

【基本施策2】災害時や緊急時の支援体制の充実

【基本施策3】防犯活動の推進

【基本施策4】生活に困難を抱かえる人への支援

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

ご縁キラリ、ほっと安心、みんなが輝く飛島村

1 住民誰もが  
地域の問題に  
主体的に参加  
できる支え合い  
のむらづくり

(1) 福祉教育の推進

(2) 地域での交流の促進

(3) 住民助け合い活動の推進

(4) 当事者の組織化推進と活動の支援

2 住民誰もが  
暮らしの問題を  
相談できる  
仕組みづくり

(1) 相談・情報提供体制の確立

(2) 権利擁護体制の推進

3 地域福祉推進の  
ための体制  
づくり

(1) 地域福祉推進のための人づくり

(2) 地域連携ネットワークの構築

(3) 福祉サービスの充実及び質の向上

(4) 福祉に関する情報の発信

4 住民誰もが  
安心して  
暮らせる環境  
づくり

(1) 外出・移動・居住支援の充実

(2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

(3) 防犯活動の推進

(4) 生活に困難を抱かえる人への支援

## 基本目標 1 住民誰もが地域の問題に主体的に参加できる支え合いのむらづくり

## (基本施策 1) 福祉教育の推進

## 【今後の方向性】

偏見は知らないことから始まります。障がいや高齢者などのことを正しく理解し、主体的に地域の問題に取り組めるように、さまざまな福祉に対する正しい理解と認識を促進します。また、子どもや高齢者、障がい者等との交流の機会を設定し、実践的な福祉教育を進めます。

## 【担い手と取り組み】

住民	・ 団体や社会福祉協議会、学校等が実施する福祉教育に参加しましょう。
村	・ 福祉に関する学習機会の充実に努めます。
社会福祉協議会	・ さまざまな分野の講座、体験会、ボランティア養成講座を入口とした共に支え合う地域をめざし、学びの場を作ります。

## 【主な村の取り組み】

○ 福祉教育と啓発を推進します。

[福祉課、保健環境課、教育課]

- ・ 飛島学園などにおいて人権教室を実施します。
- ・ 広報などを通じて啓発し、人権尊重の理念についての正しい理解と人権感覚の育成に取り組めます。
- ・ 民生委員・児童委員に対し、障がい者、高齢者等に関する理解を深めるための実践的な研修を実施します。

### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

- (1) 子どもたちに、「他人を思いやり、お互いに支え、助け合おうとする精神」を育んでもらうために、子どもふくし大使の任命やボランティア体験などを通じた学びの中で、福祉が身近にあることを知り、気づき、福祉活動へ参加するきっかけづくりとなる福祉教育に取り組みます。
- (2) 住民に、福祉や生活に関する講座、体験会、ボランティア養成講座などの学びを通じて、福祉は我が事であることを知ってもらい、考える場をつくることで、福祉の担い手づくりと福祉活動を支援することに取り組みます。

## (基本施策2) 地域での交流の促進

### 【今後の方向性】

地域のさまざまな行事や地域活動などの促進と参加への呼びかけを行います。

### 【担い手と取り組み】

住 民	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域のさまざまなイベントや交流事業に参加しましょう。</li><li>・地域ごとに民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会などと交流を図りましょう。</li></ul>
村	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域のさまざまな交流の機会の充実に努めます。</li><li>・住民がどんな活動に参加したいと思うか、ニーズを把握します。</li></ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・いろいろな形で地域に参加してもらえる場を作ります。</li><li>・参加することで他者とのつながりを持てる交流の場を作ります。</li></ul>

### 【主な村の取り組み】

○ 住民の交流の場づくりと周知を行います。

[福祉課、保健環境課、企画課、敬老センター、生涯教育課]

- ・住民が気軽に集う場所づくりや、多世代の地域住民が気軽に楽しく参加できるような魅力的なイベントづくりとその周知を行います。
- ・住民の交流の場としてふれあいの郷の活性化と利用を促進します。
- ・ふれあいや交流の機会として、村民体育祭、夏まつり、マルシェや村内一斉清掃、健康福祉祭、カラダとアタマのお目覚めウォーキングなど子どもから高齢者まで参加できる地域活動やイベントに多くの人に参加してもらえるよう周知します。
- ・民生委員を始め地域の人の手助けにより敬老会を実施し、高齢者どうしが年1回集える場を提供します。
- ・キラリとびしまのびのび体操をさまざまなイベントの機会で開催し、多世代交流や外国人住民との交流を深める機会の充実に努めます。



### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

(1) 社会福祉協議会が主催のイベントやボランティア活動を通じて、多世代交流や地域間交流など、いろいろなかたちで地域に参加し愛着を持てるような交流の場づくりに取り組みます。

運営する側も参加する側も、積極的に参加することで、住民同士の交流を通じ地域で人と人とのつながりを持てる居場所づくりを行います。

(2) 社会参加の少ない障がいのある方と難病の方、その家族のために、地域での交流に取り組みます。

参加することで、日頃の悩みや体験をお互いに語り、感情を共有し各種情報交換と利用のできる福祉のサービスを知り、他者とのつながりを通じて孤立を防ぐようにしていきます。

(3) 社会福祉協議会が運営している心身障害者小規模授産施設さくら作業所では、一般開放日や村内のイベント、夏休み期間中に子どもとの交流を通じた地域での交流に取り組みます。

参加することで、地域と共に生きるという大切さを知り、福祉の心を育てることで、福祉活動へつながるきっかけづくりの支援を行います。

## (基本施策3) 住民助け合い活動の推進

### 【今後の方向性】

安心安全な村を目指した要望として見守りサービス等があり、地域ですべての人が安心して暮らしていくために地域における住民の助け合い活動を推進していきます。

### 【担い手と取り組み】

住 民	・ 地域での見守り活動を進めましょう。
村	・ 地域での助け合い活動を推進します。
社会福祉協議会	・ 助ける側も助けられる側も、お互いに認め合える住民助け合い活動ができるよう支援します。

### 【主な村の取り組み】

#### ○ 見守り体制を充実します。

[福祉課、保健環境課、敬老センター]

- ・ 民生委員・児童委員や福祉活動団体、老人クラブや事業者等が実施している見守り訪問活動が円滑に実施できるように支援を行います。
- ・ 地域で支援を必要とする人が孤立しないよう情報の把握に努め、早期支援につなげます。
- ・ 民生委員・児童委員による訪問、配食サービス、高齢者見守り事業、老人クラブの友愛訪問等により安否確認だけでなく気軽に相談できる機会を充実させます。
- ・ 地域におけるちょっとした声かけの重要性についての啓発活動や、個別の支援を通じて見守りの輪を広げていきます。

#### ○ 支援を必要とする人と担い手をつなぐ仕組みを構築します。

[福祉課、保健環境課、子育て支援センター、保育所、児童クラブ、児童館、敬老センター]

- ・ 子育て世代から高齢者までさまざまな日常生活上の困りごとや心配なことについて支援する人と支援を受けたい人の仲介を行う体制を整備します。

- 命を大切にす地域づくりに向けた取り組みを行います。  
[福祉課、保健環境課、子育て支援センター、教育課]
  - ・ 一人一人が命の大切さを認識するとともに、自ら命を絶つことなく生きていけるような温かい地域づくりに向けた取り組みを行います。
- 生活困窮者の生活の安定と、自立支援に向けた相談及び支援の充実を図ります。  
[福祉課]
  - ・ 生活困窮者世帯の経済的な自立を支援するため、生活保護制度など各種制度の周知を徹底します。

#### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

- (1) 住民の参加する場を作り、地域の中で共に支え、支えられることをお互いに認め合い、ふれあいを中心とした、支える側も支えられる側も参加するすべての人が、笑顔あふれる住民助け合い活動の推進を住民と一緒に取り組みます。
- (2) 障がいのある方やひきこもりの方、その家族や支援者など、子どもから高齢者までどなたでも気軽に参加できる居場所づくりに取り組みます。  
居場所ができることで外出の機会の増加に加え、当事者どうしの支え合い、助け合う力を育て、さまざまな人々との交流を通して、障がいへの理解を深められるようにしていきます。

## (基本施策4) 当事者の組織化推進と活動の支援

### 【今後の方向性】

地域福祉活動への参加促進と支援を行います。また、高齢者や主婦、障がい者など地域の中にいるさまざまな人材を活用し、役割や生きがいづくりにつなげます。

### 【担い手と取り組み】

住 民	・ 新たな取り組みをさまざまな団体とともに進めましょう。
村	・ 当事者どうしのグループづくり等に対する支援や交流の機会の充実に努めます。
社会福祉協議会	・ 幅広い年代層が、地域で活躍できるように支援します。 ・ 赤い羽根共同募金運動を行います。

### 【主な村の取り組み】

○ ボランティアの参加機会を促進し、活発な活動のための環境づくりを行います。

[福祉課、敬老センター]

- ・ ボランティア活動の必要性和意義についての啓発を行います。
- ・ 社会福祉協議会の活動を支援し、地域ニーズに合ったサービスを充実させ、活動の機会を増やします。

○ 若い世代の思いや意見を反映し、地域福祉活動への参加が促進されるようにします。

[福祉課、保健環境課、総務課、教育課、生涯教育課]

- ・ 若手職員の「夢のむらづくりワークショップ」などの教育事業を行います。

○ 当事者どうしのグループづくり等に対する支援や交流機会を充実します。

[福祉課、保健環境課]

- ・ 同じ生活課題を抱かえている人々による当事者グループづくりを支援するため、当事者と当事者との橋渡し等を行います。

### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

- (1) 定年退職や子育ての落ち着いた住民が、地域の中で自分らしい生き方を実現していけるように趣味や特技、長年培った経験を活かし、地域で活躍できるように住民との交流を通じた生きがいや仲間づくりに取り組みます。
- (2) 赤い羽根共同募金に取り組みます。

赤い羽根共同募金は、第二次世界大戦後、1947年（昭和22年）に「国民助けあい運動」として始まり、社会福祉協議会は、毎年10月1日から全国一斉に始まる赤い羽根共同募金運動で飛島村全域の中心となり、活動の推進に取り組んでいます。

飛島村の赤い羽根共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」として、飛島村の福祉に役立てられ、赤い羽根共同募金活動の参加を通じ、住民誰もが地域の問題に主体的に参加し、支え合いのむらづくりを進めます。

## 基本目標 2 住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり

### (基本施策 1) 相談・情報提供体制の確立

#### 【今後の方向性】

だれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、身近で利用しやすい相談環境を作り、価値観に沿った形で自由に選択し利用できる支援体制を整備します。また、多職種が連携し、切れ目のない支援や住民ニーズに迅速に応じられるようにします。

#### 【担い手と取り組み】

住 民	<ul style="list-style-type: none"><li>• 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう。</li><li>• 身近な相談窓口などの情報を共有しましょう。</li><li>• 支援を必要としている人が各種相談窓口確実につながることができるように努めましょう。</li></ul>
村	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域における見守り体制の充実に努めます。</li><li>• 身近な総合相談窓口を設置します。</li><li>• さまざまな手段や専門性の向上により相談体制を充実させます。</li></ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「どんな事でも、まず相談」したいと思える、身近な相談窓口になります。</li><li>• 相談内容に応じた4つの相談所を開設します。</li></ul>

#### 【主な村の取り組み】

○ 総合的な相談体制を構築し、ヘルプとSOSが出せる環境を作ります。

[福祉課、保健環境課]

- 福祉課と保健環境課が連携して総合相談窓口を設置し、支援を必要とする人の相談に対応できるよう、専門職を充実させ研修の機会を作ります。
- 福祉サービスを充実させ、サービスに関する情報の提供を行います。
- 訪問相談やメールなどさまざまな対象者のニーズに合わせていつでも気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。
- 多様な生活課題等に対して、分野ごとの専門職だけでなく、多面的に相談支援ができるように取り組みます。

○ どこでも相談できる体制を整えます。

[福祉課、地域包括支援センター、保健環境課、保健センター、児童館、児童クラブ、保育所、子育て支援センター、敬老センター]

- ・ さまざまな機関で相談できる体制を整えるとともに、連携して切れ目のない支援を行い、支援を継続していきます。

○ 窓口を周知します。

[福祉課]

- ・ 医療機関、公的機関（役所等）、村内の店舗等で住民が立ち寄る場所へ案内チラシを置くなど、相談窓口の周知を徹底します。

**【主な社会福祉協議会の取り組み】**

- (1) 社会福祉協議会が地域福祉推進の中心的な組織として、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のむらづくり」を進めるため、住民にとって身近な相談窓口となるように、また身近な相談窓口と知っていただくために、のぼり旗などで広く周知します。

相談者の気持ちに寄り添い、相談者が一人で悩まず時には匿名でも相談することができる相談体制の確立に取り組みます。

- (2) 相談内容に応じた相談所を選べるように、4つの相談所を開設します。

障害者相談支援事業所 希望（のぞみ）を常設し、運営します。

更に、特定日に心配ごと相談、弁護士による無料法律相談、結婚相談の3つの相談所を開設して相談を受け止める体制を整えます。

そして、住民が抱える生活課題が複合、複雑、多様化するなかで、これまで以上に各分野の関係機関との連携を図りながら、住民の生活課題を把握し、その課題解決と支援に向けた取り組みを行います。

## (基本施策2) 権利擁護体制の推進

### 【今後の方向性】

高齢者、障がい者、子どもに対するあらゆる権利の侵害、虐待や配偶者などへの暴力の防止や早期発見に努めます。また、判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の権利が十分守られ、必要な支援が受けられるよう、権利擁護についての周知や成年後見制度等の利用促進に努めます。

### 【担い手と取り組み】

住 民

- 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう。
- 身近な相談窓口などの情報を共有しましょう。
- 虐待の通報義務があることを知りましょう。

村

- 成年後見制度の活用の促進を図ります。
- 虐待の早期発見、予防、適切な支援、対応を行うため、関係者相互の協力、連携体制に取り組みます。

社会福祉協議会

- 自己決定を支援し、自分らしい生活の実現を一緒にめざします。

### 【主な村の取り組み】

- 各種制度を周知します。

[福祉課]

- すべての人が自分らしく安心して生活ができるよう、各種制度の周知や利用促進に努めます。

- 成年後見制度の内容や利用方法などについて広報やホームページなどを活用して周知するとともに、個別に情報提供し利用促進に努めます。

[福祉課]

- 権利擁護について専門職や住民が気軽に相談できるセンターの設立を近隣市町と一緒に検討します。

[福祉課]

- 虐待の早期発見、予防、適切な支援、対応を行うため、関係者相互の協力、連携して対応します。

[福祉課、保健環境課、保育所、児童館、児童クラブ、子育て支援センター、教育課、生涯教育課]

- 子育て支援連携会議・要保護児童対策地域協議会などの実務者会議により情報共有し、対応します。



- 日頃の見守り体制を強化し、虐待や配偶者などへの暴力の早期発見と早期支援に努めます。

[福祉課、保健環境課]

- 高齢者、障がい者については、地域で見守る仕組みの強化として訪問並びに配食時の安否確認、緊急通報装置を利用するだけでなく、日ごろから地域で声をかけ合うなど住民が地域の一員としての自覚を持ちながらお互いに気にかけて安心して暮らしていけるように支援します。
- 子ども、障がい者、高齢者に対しての虐待対応マニュアルを作成します。

#### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

- (1) 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方のために、地域で自立した生活を送れるよう福祉サービスの手続きの援助や代行、日常的な金銭管理の支援に取り組みます。  
また、日常生活自立支援事業の周知や利用者支援を図るとともに、今後増加すると考えられる利用者に対応できるよう生活支援員の育成を図ります。
- (2) 生きづらさを抱えて生活している認知症や障がいのある方、その家族のさまざまな相談を受け付け、地域の中で自分らしい生活を実現できるよう解決方法を一緒に考え、関係機関と連携しながら、認知症や障がいのある方の権利を擁護するために、成年後見制度の周知、啓発、相談に取り組みます。

## 基本目標 3 地域福祉推進のための体制づくり

### (基本施策 1) 地域福祉推進のための人づくり

#### 【今後の方向性】

地域福祉活動の充実を図り、住民が参加しやすい仕組みづくりや活動の担い手育成に努めます。

#### 【担い手と取り組み】

住民	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域の一員として自らが持つ知識や経験を地域の中で発揮し、貢献しましょう。</li><li>• 地域のさまざまなイベントや交流事業に参加し、支え合いの意識を育みましょう。</li><li>• 社会福祉協議会や学校等が実施する福祉教育に参加しましょう。</li><li>• 地域の福祉活動等に積極的に参加し、地域活動の推進役として活躍しましょう。</li></ul>
村	<ul style="list-style-type: none"><li>• 福祉に関するボランティア育成を社会福祉協議会と協力して行います。</li><li>• 地域で活動する人材を育成します。</li></ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域を共に創っていくことができる担い手を育成します。</li><li>• 福祉専門職の確保、育成に努めます。</li></ul>

#### 【主な村の取り組み】

##### ○ ボランティアや地域福祉の担い手を育成します。

[福祉課、敬老センター]

- 住民一人ひとりが地域の一員であるという意識をもち、さまざまな活動に参加、協力できるよう高齢者をはじめ地域の中にあるさまざまな能力や技能を持った人材が気軽に福祉活動に参加、参画できるようにします。また、若年層や中年層などにも参加の機会ができるようなきっかけづくりなどに努めます。
- 住民リーダー人材の育成に努め、支援していきます。

##### ○ 地域福祉活動への支援の充実を図ります。

[福祉課、生涯教育課、敬老センター]

- ボランティア団体等の地域団体が活動しやすいような環境をつくるため、活動の提案や必要な情報の提供などの支援を行います。

### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

- (1) 住民が地域において何らかの役割を持てるように、制度と分野ごとの縦割り、支え手と受け手という関係を超えて、当事者と関係機関が集まる場に参加と参画することで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことができる人づくりに取り組みます。
- (2) 社会福祉協議会が提供している福祉サービスを知り、福祉サービスの利用と福祉や生活に関する講座、勉強会、体験会などの学びや参加する場を作り、地域福祉を支えるボランティアや担い手の育成に取り組みます。
- (3) 法人として社会福祉協議会は、地域福祉推進の役割を果たせるよう、事業推進のための組織体制の整備、活動基盤の強化、人材育成など必要な運営基盤の整備に取り組みます。

## (基本施策2) 地域連携ネットワークの構築

### 【今後の方向性】

地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、各種団体などによるネットワークの構築により、活動の状況や地域の情報、課題を共有、検討する場を設け、それぞれの活動のさらなる活動を促進するとともに、活動しやすい環境をつくるため、必要な情報の提供や共有などの支援を図ります。

### 【担い手と取り組み】

住 民	・ 支援を必要としている人が各種相談窓口に確実につながることができるよう努めましょう。
村	・ 各機関等と連携し、支援する側の体制を整えます。
社会福祉協議会	・ さまざまな関係機関と連携を図り、ネットワークを構築します。

### 【主な村の取り組み】

○ 切れ目のない支援をしていきます。

[福祉課、保健環境課、敬老センター、保育所、児童館、児童クラブ、子育て支援センター、教育課、住民課]

- ・ 0歳から100歳まで切れ目のない支援を目指し、保健、福祉、医療、教育など連携し村を中心に社会福祉協議会、社会福祉施設や地域ボランティアなどが協力して地域で安心して生活するために、支援できる体制を整えます。
- ・ 支援者の研鑽に努めます。

### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

(1) 生きづらさを抱えて生活している住民のさまざまな相談や支援を通じ、必要とする福祉サービスの紹介、各種専門機関への紹介と連携、その他の情報提供を行うことで、地域の中で自分らしい生活を実現できるよう、解決方法を一緒に考え実行に移せるよう取り組みます。

また、社会福祉協議会だけでは取り組むことが難しい相談や支援においては、福祉、保健、医療、教育などの関係機関で連携を図り、ネットワークを構築し、チームで質の高い支援に取り組みます。

## (基本施策3) 福祉サービスの充実及び質の向上

### 【今後の方向性】

福祉サービスの充実及び質の向上を図りながら、お互いを知り合える機会を作り世代や障がいを超えた相互理解の促進を図ります。

### 【担い手と取り組み】

住 民	・ イベント等を通じ世代を越えて知り合える機会に参加しましょう。
村	・ 世代等を越えて相互理解ができる機会を作ります。
社会福祉協議会	・ 「見る・知る・選ぶ・使う・参加する・育てる」を目標に、福祉の中心となれる活動をめざします。 ・ 地域住民の参加とさまざまな関係機関が協働し、福祉サービスの充実を図ります。

### 【主な村の取り組み】

○ 地域住民に対して、障がいや世代、国籍によるさまざまな価値観を認め合う機会を作っていきます。また、住民ニーズに即したサービスを検討していきます。

〔福祉課、保健環境課、住民課、企画課〕

- ・ 地域住民や福祉に関わる人が一緒に社会資源を開発し、よりよい生活を目指します。

### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

- (1) 社会福祉協議会が地域福祉推進の中心的な組織として、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のむらづくり」を進めるためには、住民や地域、行政、関係機関、団体などへ理解と協力をお願いし、参加と協働の場を作り、福祉サービスの充実及び質の向上に取り組みます。
- (2) 社会福祉協議会の提供する福祉サービスをみんなで「見る・知る・選ぶ・使う・参加する・育てる」ことによって、福祉サービスの充実及び質の向上に取り組みます。
- (3) 障がい児・者が安心して地域で暮らしていくために、課題を把握し、海部南部地域の弥富市と蟹江町と協働して、相談支援体制の整備と関係機関などの連携を図り、課題解決のために不足している社会資源の創設に取り組みます。

## (基本施策4) 福祉に関する情報の発信

### 【今後の方向性】

福祉に関して知りたい人が知りたい時に知りたい情報を得ることができるように広報活動や情報発信を工夫します。

### 【担い手と取り組み】

住 民	・福祉に関する情報を共有しましょう。
村	・気軽に情報を取得できる機会を広くお知らせします。
社会福祉協議会	・福祉サービスや地域福祉活動に関する情報が住民に届けられるように発信します。

### 【主な村の取り組み】

- 気軽に情報を得られるように、発信の方法を広報やホームページの他にも工夫します。  
[福祉課、企画課、敬老センター]
- ・ 情報を整理し、図表を利用するなどして分かりやすいかたちにして、届けます。

### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

- (1) 住民や地域に社会福祉協議会の活動を知っていただくために、「社会福祉協議会の見える化」を図ります。  
多様な情報提供に関する生活課題などに対応しながら、福祉サービスや地域福祉活動に関する情報が住民に届くよう、情報発信に取り組みます。
- (2) 困ったときに使う福祉サービスの情報発信と併せて、困っている人を助けるために住民が主役となれる福祉サービスの情報発信、日々の暮らしの中で困りごとや不便さを感じた時に、地域の住民へ手助けのお願いを発信することができる仕組みづくりに取り組みます。

## 基本目標 4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

### (基本施策 1) 外出・移動・居住支援の充実

#### 【今後の方向性】

家に閉じこもりがちな方や高齢者の方など、誰もが安心して自由に出かけ、生き生きと生活が送られるように移動手段を確保します。

#### 【担い手と取り組み】

住 民	・ 地域での運転ボランティアを育成しましょう。
村	・ 外出活動や移動などを支援するサービスの利用促進を図ります。
社会福祉協議会	・ 安全な移動環境を確保します。 ・ 外出の機会を増やし、生きがいのある生活を支援します。

#### 【主な村の取り組み】

○ 高齢者や障がい者など住民皆が安心して外出や移動ができるよう、外出支援サービスの充実に努めます。

[福祉課、敬老センター]

- ・ 高齢者の外出を支援するため敬老センター巡回バスを運行します。
- ・ 高齢者のみの世帯の方、介護認定を受けている方、身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A 又は B、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級の方に対してタクシー料金の助成を行います。
- ・ 地域で巡回バスを運行し、高齢者の買い物支援、外出支援を行います。
- ・ 現在実施している買い物バスについて、村外の大型ショッピングセンターへの運行など高齢者の日常生活を支援する仕組みを検討します。

### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

(1) 年齢を問わず、安心して外出・移動ができるように福祉用具の貸出しを行います。

また、福祉用具が普段の生活に必要ということは、その他の課題を抱えている可能性があるため、関係機関と連携を図り、その後の必要な支援へつなげます。

(2) 地域の中で自分らしい生き方を実現できるように、特に「家に閉じこもりがちの方」、「まだ介護保険のサービスを使うには抵抗のある方」、「日々の生活にハリがなく、このままでは認知症や病気などにならないかとお考えの方」などの心配がある方へ、居場所や参加できる場を提供することで、外出の機会の増加に加え、閉じこもり防止や生きがいのある生活ができるようにします。

特に、買物支援の必要な高齢者には、外出支援を通じて、食料品や日常生活用品などを自ら選んで買物ができるような支援と援助にも取り組みます。



## (基本施策2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

### 【今後の方向性】

地域ぐるみで避難行動要支援者の対策を推進し、公的支援だけでは対応しきれない多様な局面での防災活動を行うためにも、災害時の支援体制の仕組みづくりをします。

### 【担い手と取り組み】

住 民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 総合防災訓練など地域の非常時に備えた訓練に積極的に参加しましょう。</li><li>・ 平常時から地域の方とのつながりを持ち、顔の見える関係を築きましょう。</li></ul>
村	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害に備えた避難所運営の訓練など区長や自主防災班長、消防団と協力し、防災訓練を実施します。</li></ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大規模災害に備えて、災害ボランティアセンターの体制を強化します。</li><li>・ 災害発生時に備え、普段から関係機関と顔の見える関係を作ります。</li></ul>

### 【主な村の取り組み】

○ 避難行動要支援者(要配慮者)の支援を行います。

[福祉課、保健環境課、総務課]

- ・ 要支援者のリストを地区ごとに準備し、地区の支援者と連携し、地域の人と協力して支援ができるようにします。
- ・ 福祉避難所である介護保険施設と連携し、支援が必要な人が安心して避難生活を送ることができるようにします。

○ 災害時に備えた組織体制づくりを推進します。

[福祉課、総務課]

- 避難ルートや危険箇所の検証を行い、減災ハンドブックの内容を現状に合わせ精査します。
- 防災リーダー、防災ボランティアコーディネーターの育成を行います。
- 災害救助の研鑽のため、職員が研修に参加します。
- 自主防災組織を核とした地域防災のネットワークづくりを推進します。
- 地域防災体制の強化…災害発生時における関係機関との連携を強化し、高齢者や障がい者、子ども、外国人等要支援者を含む避難者への的確な情報伝達や行動支援を行います。
- 防災意識の高揚…防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターによる自主防災活動の推進及び住民が自らの命や財産を守るための活動に対する支援を充実させます。
- 減災ハンドブックの活用やより実践的な防災訓練の実施などで、活動の普及啓発に努めます。

**【主な社会福祉協議会の取り組み】**

- (1) 飛島村と社会福祉協議会では、大規模災害時における災害ボランティアの受入れなどを円滑に行うため、平成 17 年 7 月に「飛島村ボランティア支援本部等の開設及び運営に関する協定書」を締結しました。  
そこで、災害支援体制の整備として、防災ボランティアコーディネーターの養成や災害時必要物品などの充実を図り、災害ボランティアセンターの体制強化に取り組みます。
- (2) 大規模災害に備え、愛知県社会福祉協議会と「災害救援活動への応援協定」及び、西尾張ブロック（14 市町村）社会福祉協議会と「災害救援活動への相互応援に関する協定」に基づき、災害発生時に応援ができるように、また応援が得られるように、普段から災害救援活動担当者会議などで情報共有と関係づくりに取り組みます。
- (3) 災害に備え知的障がい児・者とその家族が、避難所と心身障害者小規模授産施設さくら作業所を利用した宿泊も含めた避難生活体験に取り組みます。

## (基本施策3) 防犯活動の推進

### 【今後の方向性】

住民一人ひとりが防犯に対する意識を高め、犯罪をおこさせない地域をめざします。

### 【担い手と取り組み】

住 民

- ・ 防犯に対する意識を高めましょう。
- ・ 日ごろから隣近所の人と声をかけ合いましょう。

村

- ・ 犯罪の発生状況や特徴を広報等で周知します。
- ・ 青色回転灯を装着したパトロール車による巡回パトロール活動を実施するとともに、地域における防犯パトロールを支援します。

社会福祉協議会

- ・ 普段から顔の見える関係を作り、防犯対策と啓発を行います。

### 【主な村の取り組み】

#### ○ 防犯対策を強化します。

[総務課、福祉課、経済課、敬老センター]

- ・ 防犯教育を実施します。  
消費者被害の未然防止を図るため、広報やホームページ等を用い啓発情報を発信します。
- ・ 敬老センターにおいて消費者生活に対する消費者研修会を実施します。
- ・ 毎週1回消費者トラブルに対する消費生活相談窓口を設置します。

### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

(1) 住民が抱える生活課題は、複合、複雑、多様化する傾向にあり、なかにはひとりで悩みを抱え込み、又は家庭や地域で孤立し、誰にも相談できない状況にある場合もあります。

その中でも要援護高齢者や障がい者世帯を中心に、見守ることで、表に出にくい深刻な状況にある人やその家族の異変に早期に気づくことができるように、普段から顔の見える関係づくりと防犯意識に沿った防犯対策、啓発に取り組みます。

## (基本施策4) 生活に困難を抱かえる人への支援

### 【今後の方向性】

生活や福祉に関する相談、支援活動を実施し、住民一人ひとりが安心して暮らすことができる生活を実現できるようにします。

### 【担い手と取り組み】

住 民	<ul style="list-style-type: none"><li>・隣近所で困っている人や気になる人を見かけたら声かけをしましょう。</li></ul>
村	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活困窮者の相談に応じ、その人の思いに添って自立に向けた支援を行います。</li><li>・生きづらさを抱えた子ども等の思いに添って支援を行います。</li></ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・さまざま関係機関と連携し、社会資源を活用して自立を支援します。</li><li>・社会参加できる力を育て、地域の活動に携わり、自分らしい生活ができるように支援します。</li><li>・自己決定の実現をめざし、自分らしく生活できるように、共に考え支援します。</li></ul>

### 【主な村の取り組み】

○ 生きづらさや生活に困難を抱かえる人への支援を行います。(ひきこもり、不登校、生活困窮、ひとり親、自殺、再犯防止等)。

[福祉課、保健環境課、教育課、児童館]

- ・ 相談に応じ、関係機関と連携し、必要な情報提供や対応を行い、支援します。
- ・ 「ここにいていい」と思える居場所を作ります。
- ・ 自分から助けてと言える環境を作り、どんな状態でも暮らしていけるよう、相談体制を整えます。
- ・ 自分の周りにいる人のちょっとした変化に気づき、声掛け、必要に応じて適切な相談機関や専門家等につないでいけるよう地域の身近な支援者として「ゲートキーパー」の役割を担える人材を養成します。

※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインを見逃さず、適切な対応をする役割を果たす人のことです。

地域や職場などで悩んでいる人に声をかけて話を聞き、専門機関で必要な支援が受けられるように勧めたり、その後の経過を見守ったりします。

### 【主な社会福祉協議会の取り組み】

- (1) 生活困窮者の相談について、生活困窮者自立支援事業を担当する海部福祉相談センターやハローワークと連携をし、生活福祉資金の貸付を活用しながら、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援し、その問題の解決に取り組みます。
- (2) 障がいがあることにより、一般企業で働くことの難しい方が、地域の中で自分らしく生活できるようになるため、飛島村から委託を受けて心身障害者小規模授産施設さくら作業所の運営に取り組みます。  
さくら作業所では、軽作業による就労の機会やレクリエーションを通して、地域住民との交流と社会参加できる力を育て、地域のさまざまな活動に携われるように支援にあたります。
- (3) 生きづらさを抱えて生活している住民や、その家族のさまざまな相談を通じ、必要とする福祉サービスの紹介、各種専門機関への紹介と連携、その他の情報提供を行うことで、地域の中で自分らしい生活を実現できるように、解決方法を一緒に考え支援にあたります。  
また、障がいのある方やひきこもりの方、その家族や支援者など、子どもから高齢者までどなたでも気軽に参加できる居場所づくりにも取り組みます。

# 基本目標の達成に向けた指標

本計画では、毎年度の目標達成度を測定し、その結果について評価、検証、分析を行い、次年度事業及び次期計画へ反映するため、各基本目標及び方針に次の指標を設定します。

目標	施策	基本施策	取組み指標	指標
1	(1)	福祉教育の推進	人権教室開催数	開催回数/年
			民生委員・児童委員に対する研修会の開催回数	開催回数/年
			飛島学園と一緒に「福祉実践教室」の開催回数	開催回数/年
			児童館と一緒に「めざせ！子どもふくし大使」開催の参加者数	延べ参加者（任命者数）/年
			ボランティアに関する講座の開催回数	開催回数/年
1	(2)	地域での交流の促進	住民の交流のためのイベント開催回数	開催回数/年
			イベント時の障がい者ブース物販回数	開催回数/年
			高齢者ふれあいサロンのボランティア・参加者数	延べボランティア・参加者数/年
			障がい者と家族のつどいの参加者数	参加者数/年
			心身障害者小規模授産施設さくら作業所の地域交流の回数	延べ交流回数/年
1	(3)	住民助け合い活動の推進	民生委員・児童委員による見守りの活動件数	訪問件数/年
			高齢者の見守りネットワークの構築と協定締結事業者数	事業者数/年
			くらしのおたすけ隊の活動回数	延べ活動回数/年
			ふれあい昼食会・遠足の参加者数	延べ参加者数/年
			障がい者サロン「フリースペース希望カフェ」の参加者数	延べ参加者数/年
1	(4)	当事者の組織化推進と活動の支援	若手職員への研修	参加人数/回
			ボランティア研修開催回数	開催回数/年
			ボランティア活動支援団体数	団体数/年
			男性シニア倶楽部の参加者数	延べ参加者数/年
			赤い羽根共同募金が役立てられている事業数	延べ助成事業数/年
2	(1)	相談・情報提供体制の確立	相談対応件数	相談件数/年
			ちらし配布施設数	配布施設数/年
			地域共生社会の実現に向けた「どんな事でも まず相談」の相談受付件数	延べ相談受付件数/年
			障害者相談支援事業所 希望（のぞみ）の相談実人数	延べ相談実人数/年

2019年度目標	2020年度目標	2021年度目標	2022年度目標	2023年度目標	2024年度目標
2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
30人/年	30人/年	30人/年	30人/年	30人/年	30人/年
4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年
3回/年	3回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年
1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
1,600人/年	1,600人/年	1,600人/年	1,660人/年	1,660人/年	1,660人/年
55人/年	55人/年	60人/年	60人/年	65人/年	65人/年
10回/年	10回/年	10回/年	10回/年	10回/年	10回/年
20件/年	20件/年	20件/年	20件/年	20件/年	20件/年
3か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
12回/年	12回/年	20回/年	24回/年	26回/年	30回/年
110人/年	110人/年	115人/年	115人/年	120人/年	120人/年
40人/年	42人/年	55人/年	55人/年	66人/年	66人/年
10人/回	10人/回	10人/回	10人/回	10人/回	10人/回
1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
9団体/年	9団体/年	9団体/年	9団体/年	9団体/年	9団体/年
10人/年	10人/年	12人/年	12人/年	14人/年	14人/年
20事業/年	20事業/年	21事業/年	21事業/年	22事業/年	22事業/年
200件/年	300件/年	300件/年	400件/年	400件/年	500件/年
2件/年	3件/年	3件/年	3件/年	3件/年	3件/年
4件/年	6件/年	8件/年	10件/年	12件/年	12件/年
42人/年	44人/年	45人/年	47人/年	48人/年	48人/年



目標	施策	基本施策	取組み指標	指標
2	(2)	権利擁護体制の推進	虐待についての啓発活動	実施回数/年
			子育て支援会議の開催	開催回数/年
			要保護児童対策地域協議会への参加支援者	参加数/年
			日常生活自立支援事業の相談件数	延べ相談件数/年
			日常生活自立支援事業の生活支援員登録者数	延べ登録者数/年
			成年後見センター制度啓発活動	開催回数/年
			成年後見制度周知啓発活動実施回数	延べ実施回数/年
3	(1)	地域福祉推進のための人づくり	ボランティア研修参加人数	参加人数/回
			地域ケア会議の開催回数	開催回数/年
			地域福祉サービスの創設とその担い手づくりに向けた打合せ会の参画・参加回数	延べ参画・参加回数/年
			福祉や生活に関する講座の参加者数	延べ参加者数/年
			社会福祉協議会役職員合同研修会の開催回数	開催回数/年
3	(2)	地域連携ネットワークの構築	相談対応研修参加者数	参加者数/年
			障がいのある方や高齢者に関する情報共有会議への参加回数	延べ参加回数/年
3	(3)	福祉サービスの充実及び質の向上	健康福祉祭での交流参加人数	参加者数/年
			社会福祉協議会の会員件数	会員件数/年度末現在
			社会福祉協議会が提供する福祉サービスの利用者数	延べ利用者数/年
			海部南部障害者自立支援協議会へ参画・参加回数	延べ参画・参加回数/年
3	(4)	福祉に関する情報の発信	情報発信方法件数	実施件数/年
			広報紙「ふれあい～笑顔あふれる ふくしのむら～」の発刊回数とホームページによる情報発信回数	発刊回数/延べ発信回数/年
			福祉サービス別のオリジナル案内作成・発信回数	延べ作成・発信回数/年
			ふれあい広場の情報発信回数	延べ情報発信回数/年

2019年度目標	2020年度目標	2021年度目標	2022年度目標	2023年度目標	2024年度目標
1回/年	2回/年	2回/年	3回/年	3回/年	4回/年
12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
15人/年	15人/年	15人/年	15人/年	15人/年	15人/年
1件/年	1件/年	1件/年	1件/年	1件/年	1件/年
1人/年	1人/年	1人/年	2人/年	2人/年	2人/年
1回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
10人/回	10人/回	12人/回	12人/回	12人/回	12人/回
1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
50人/年	50人/年	50人/年	60人/年	60人/年	60人/年
1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
1人/年	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年
43回/年	43回/年	43回/年	43回/年	43回/年	43回/年
10人/年	10人/年	12人/年	12人/年	12人/年	13人/年
1,035件/年	1,035件/年	1,035件/年	1,040件/年	1,040件/年	1,040件/年
6,000人/年	6,000人/年	6,050人/年	6,050人/年	6,100人/年	6,100人/年
26回/年	26回/年	26回/年	26回/年	26回/年	26回/年
2件/年	2件/年	3件/年	3件/年	3件/年	3件/年
4回/100回/年	4回/100回/年	4回/100回/年	4回/110回/年	4回/110回/年	4回/110回/年
45回/年	45回/年	45回/年	50回/年	50回/年	50回/年
20回/年	20回/年	20回/年	22回/年	22回/年	22回/年

目標	施策	基本施策	取組み指標	指標
4	(1)	外出・移動・居住支援の充実	高齢者・障害者福祉タクシーの利用率	利用者/交付者
			村外バスでの買い物実施数	実施数/年
			福祉用具の無料貸出の利用者数	延べ利用者数/年
			高齢者生きがい活動支援事業さくらの会の利用者数	延べ利用者数/年
			ふくしのお買物ツアーの参加者数	延べ参加者数/年
4	(2)	災害時や緊急時の支援体制の充実	海部津島地域の防災ボランティアコーディネーター養成者数	養成数/年
			海部津島地域の防災ボランティアコーディネーター養成講座の開催回数	開催回数/年
			災害に備えた災害支援体制関連会議への参画・参加の回数	参画・参加回数/年
			要援護者のリスト作成率	作成者数/対象者数
			知的障がい児・者の宿泊体験の参加者数	延べ参加者数/年
4	(3)	防犯活動の推進	消費者研修会開催数	開催数/年
			相談設置場所数	設置場所数/年
			要援護高齢者への安否確認や相談を含めた見守り訪問件数	延べ訪問件数/年
4	(4)	生活に困難を抱える人への支援	ゲートキーパー養成研修参加数	参加者数/年
			生活福祉資金の相談・貸付件数	延べ相談件数/貸付件数/年
			心身障害者小規模授産施設さくら作業所の外出・余暇活動回数	延べ活動回数/年
			障がい者サロン「フリースペース希望カフェ」の開催回数	延べ開催回数/年

2019年度目標	2020年度目標	2021年度目標	2022年度目標	2023年度目標	2024年度目標
96%	96%	96%	96%	96%	96%
1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
17人/年	17人/年	17人/年	17人/年	17人/年	17人/年
630人/年	630人/年	640人/年	640人/年	650人/年	650人/年
35人/年	35人/年	38人/年	38人/年	40人/年	40人/年
15人/年	15人/年	15人/年	15人/年	15人/年	15人/年
1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
5回/年	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年
70%	70%	80%	80%	85%	85%
70人/年	70人/年	70人/年	70人/年	70人/年	70人/年
1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
1,700件/年	1,700件/年	1,700件/年	1,700件/年	1,700件/年	1,700件/年
200人/年	200人/年	200人/年	200人/年	200人/年	200人/年
1件/0件/年	1件/0件/年	2件/1件/年	2件/0件/年	2件/0件/年	2件/1件/年
20回/年	20回/年	20回/年	20回/年	20回/年	20回/年
4回/年	4回/年	5回/年	5回/年	6回/年	6回/年

## 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、住民をはじめとした地域を構成するさまざまな主体が連携して、取り組むことが必要です。

住み慣れた地域で安心して暮らせる地域をつくるため、住民をはじめ、民生委員・児童委員、障がい者団体、ボランティア、地域包括支援センター、社会福祉協議会と行政など地域に関わるさまざまな人々と連携し、本計画の推進を図ります。

### 2 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、関連計画などを策定している本村の関係部局や社会福祉協議会とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検、評価を行っていきます。

計画を適切に進行するため、計画策定→実施→評価→見直しのPDCAサイクルを実施します。実施においては、行政として各事業計画での実施機関で進めていきます。

また、本計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化するものであり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。関連計画の推進や見直しに当たっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。



# 資料

## 1 関連計画における課題

### 【飛島村第7期介護保険事業計画・飛島村高齢者保健福祉計画】

#### ① 地域包括ケアシステムを深化、推進について

- 年々、後期高齢者人口が増加し、要介護等認定者や認知症高齢者も増加するなか、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活をしていくため、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを深化、推進していくことが重要です。
- 地域包括支援センターの機能強化や相談支援体制の強化とともに、安心して在宅での生活を送ることができるよう、高度急性期医療から在宅医療、介護までの一連のサービス提供体制を一体的に確保していくことが必要です。

#### ② 健康づくりと介護予防、重症化予防の推進について

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より、現在治療中、または後遺症のある病気として、元気高齢者では、糖尿病、高血圧、心臓病や高脂血症についての割合が高くなっており、生活習慣病に対する予防が大切だということが分かります。また、骨粗しょう症などの筋骨格の病気も高くなっており、骨折転倒により要介護状態になるリスクがうかがえます。足腰の痛みから外出を控える人も多く、元気な時から身体機能等の維持を図ることが重要です。
- 訪問調査やフォーカスグループインタビューによるニーズ調査からも、元気の秘訣や認知症予防に効果的なこととして人との交流やコミュニティづくり、趣味や役割の創出など生きがいづくり支援の必要性も示唆されています。健康寿命の延伸に向け、健康づくりを促進するとともに、生きがいづくりを含めた介護予防・重症化予防を推進していくことが必要です。

### ③ 見守り・支援体制の強化について

- 高齢者単身世帯や認知症高齢者等、地域で支援を必要とする人が、今後も地域で安心して暮らしていくために、見守り・支援体制を強化していく必要があります。
- 住み慣れた地域や家で安心して生活し続けるために買い物支援や移動支援などきめ細やかな個別性に合わせた生活支援サービスが必要不可欠です。
- このような支援やサービス以外にも団塊の世代等、元気な高齢者が多い現状のなかで、地域活動や介護予防・日常生活支援総合事業等において、高齢者が担い手として活躍できる仕組みづくりを行うことも重要です。

### ④ 認知症高齢者への支援について

- 在宅介護実態調査では、「主な介護者が不安に感じる介護」について「認知症状への対応」の割合が高くなっています。  
今後、さらに認知症高齢者が増加することが予測されるため、認知症予防とともに、認知症高齢者とその家族への支援体制を強化することが重要です。

### ⑤ 在宅医療・介護連携の推進について

- 医療、介護ニーズが高い高齢者の増加が見込まれるなか、切れ目なく適切な医療、介護サービスを提供するためには、地域での医療、介護連携の強化が重要です。  
また、在宅医療・介護連携を推進するうえで、在宅療養を支える病院、診療所、歯科医院、薬局の状況を把握しておくことが必要であり、在宅医療・介護連携推進事業実施においては、実施可能な機関や人材の調整や確保が必要です。

### ⑥ 介護保険サービスの充実について

- 介護保険サービスを必要とする人の増加が見込まれるなか、全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう、利用者のニーズと供給のバランスを見極め、不足するサービスの事業者参入を促していくことが必要です。  
加えて、サービス利用者の増加に伴い、サービス利用に関する相談も増加しており、適切なサービス利用に向けての取組みやサービスの質の向上、事業者や介護支援専門員等の質の向上が求められています。

## 【飛島村障害者福祉計画 飛島村障害福祉計画・障害児福祉計画】

### ① 啓発・広報

本村では、「障がい者と家族のつどい」にて、平成 27 年度より『キラリとびしまのびのび体操～座位バージョン～』を実施し、参加者全員で一緒に身体を動かす機会の提供や社会福祉協議会において、平成 29 年 2 月に開所した障害者相談支援事業所希望（のぞみ）の紹介ブースを設け、周知、啓発を図りました。

また、民生委員児童委員協議会定例会では、さくら作業所の見学や、療育に関する講話を行うなど、障がい分野について民生委員・児童委員の方と連携を図っています。

ニーズ調査では、障がいのある方への差別や偏見が「あると感じている」という声が多いことから、教育や医療の現場だけでなく地域のあらゆる場所での障がいへの理解を広めることが重要です。障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。

### ② 福祉サービスの充実

ニーズ調査では、「どんな障害福祉サービスがあるかわからない」「手帳取得時の相談先がわからない」といった声が多いことから、福祉に係わる団体や制度、窓口について、必要な人に情報が届く仕組みづくりの推進が必要です。障がいの専門相談窓口である、障害者相談支援事業所 希望（のぞみ）の更なる周知、啓発、また行政窓口との連携を図り、各ライフステージに応じた適切な支援へ繋ぐことが重要です。

将来の生活意向として在宅をはじめ、住み慣れた地域での生活を望む人の割合が高くなっています。多様化、増加する福祉ニーズへの継続的な対応が必要です。また、生涯を通じた本人、家族のサポートや環境の整備が求められています。



### ③ 保健・医療の充実

平成 29 年度から、療育教室「きらきら教室」について週 5 日開所し、クラスを細分化することで、保育士、療育指導員等の専門スタッフによる、きめ細かな支援を行っています。また、保健センター保健師、発達心理士等と連携を図り、一層丁寧な療育支援に取り組んでいます。

ニーズ調査では、子どもの発達のことによって困ったときに保健センターや医療機関など専門機関に相談をする人が多くなっており、療育教室として「親子のかかわり方を学べる場」が求められています。保健、医療、保育、教育について、障がい児をはじめ、各ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

村では、子育て支援センターを平成 30 年 4 月に開設予定です。子育ての総合的な支援の場として、安心安全な遊び場であるとともに、他の親子との交流の中で情報交換や子育ての相談を担うとともに、生活習慣の知識を身につける環境として療育教室を同センター内に整備し、様々な専門職が連携を図り、支援していきます。

また、障がいのある方が施設入所や長期入院生活から在宅での暮らしへ移行する場合に必要な支援について「医師の往診」の割合が高く、医療ケアが必要な障がい児・者などさまざまな障がいに対応できる専門性の高い支援体制や状況に応じたきめ細かな対応が必要です。

### ④ 生活環境の整備（情報バリアフリーを含む）

本村では、障がいのある方の外出を支援する「心身障害者福祉タクシー料金助成」を継続実施しており、利用者数は増加傾向です。また、弥富市・蟹江町と共同で手話奉仕員養成研修事業を開催しており、本村の手話奉仕委員登録者数も徐々に増えています。

さらに、既存の障がい福祉サービスだけでなく、本村独自の生活支援制度を求める声も多く、特に外出の支援や見守り・声掛け、買い物など、高齢者分野にも共通するニーズが浮かび上がっています。

障がいのある方が地域のなかで社会参加できるよう、情報や生活支援等の充実を図るとともに、社会的障壁除去のために、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ<sup>※</sup>の向上が必要です。

そして、障がい福祉、高齢者福祉等各分野が一体となり支援体制の充実に取り組んでいくことが重要です。

<sup>※</sup>アクセシビリティとは、年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。

## ⑤ 生活の安定と自立支援

心身障害者小規模授産施設さくら作業所では、利用者ニーズに応じ、平成 29 年 4 月から送迎サービスを開始しました。利用者の障がいの多様化等により、特性に合った個別の支援が重要です。また、居住の場であるグループホームの整備に向けて、海部南部障害者自立支援協議会から「生活の場プロジェクトチーム」を立ち上げました。海部南部地域ニーズに応じたグループホームが設立されるよう、当事者ニーズ調査や事業所が抱える設立に向けた課題調査等を行いました。また、「グループホーム設立に向けた研修会」を開催し、事業所と当事者団体との意見交換を行い、いくつかの参加事業所において、設立について前向きな考えである旨、確認することができました。

ニーズ調査では、「雇用支援や就労支援」を充実してほしいという割合が高いことから、障がいの特性や個々の状況に応じた多様な就労の場や、就労支援、働きやすい環境づくりが必要です。また、仕事を続けるために望むことは「障がいを理解してくれること」の割合が高く周囲の理解促進を図ることも重要です。

また、障がいのある方の中には、調理、掃除、ゴミ出し等の家事手伝いや、話し相手等の簡単な手助けであれば自分にも出来ると考えていることが明らかになりました。支援を受けるだけでなく地域で支え合うことで、新たな交流が生まれ、相互の生きがいに繋がります。障がい分野だけでなく、子ども、高齢者分野等と一体的に、日常生活支援の仕組みづくりを目指します。

## ⑥ 保育・教育の充実

保育所と保育園、学園（小学部、中学部）において、保育士の加配や障がい特性に応じた特別支援学級を設置し、保育、学校教育を行っています。

また、障がい児の放課後や休日等の活動の場として、放課後等デイサービスや療育活動の場としての児童発達支援等、相談員と連携しながら障がい児の特性に応じた事業所の利用へ繋いでいます。

今後も障がいの特性に応じた保育、教育ができる体制づくりを強化していくことが必要です。

## ⑦ 文化・スポーツ活動の推進

本村では、障がいのある方の社会参加を促進するため、芸術鑑賞会や温水プールの入場料を減額しています。

障がいの種別や程度に関係なく、誰でも気軽に文化、スポーツに親しむことができるよう、関係部署、福祉団体等と連携し、情報の収集と提供や、環境整備に向けた取り組みが必要です。また、文化・スポーツの参加は、障がいのある人の生きがいでなく、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、積極的に参加できる環境づくりが重要です。

## ⑧ 安心・安全

緊急時に、障がいのある方がすみやかに通報することで、日常生活上の不安を軽減し、円滑な救助、援助を行う「緊急通報システム事業」を実施しています。

また、福祉団体の要望を受け、北拠点避難所の見学会を開催し、避難所の機能や備蓄品の確認、説明、障がい特性に応じた非常持ち出し品準備の必要性等を周知しました。

災害発生時に自力で避難できない人が多いことから、障がいの特性に応じた避難支援だけでなく、避難後の支援体制づくりが必要です。また、災害時の対応は、日頃からの地域のつながりが大切であり、周囲の住民等が連携、協力して障がい者の安心安全を守っていくことが重要です。

## 【飛島村子ども・子育て支援事業計画】

### ①子育て支援センターのニーズの高まり

- 子育て負担感の軽減のため、地域子育て支援事業として子育て支援センター機能が必要です。
- 既存の児童館とともに地域子育て支援拠点事業を提供していくことが必要です。
- 妊娠、子育てに対する不安が大きいです。
- 子どもの発育に関する不安が大きいです。
- 療育機能として、いつでも専門的な相談できる場が求められています。

### ②一時保育・病児保育の保育ニーズの高まり

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実していくことが必要です。
- 子育て負担感の軽減のため、自分の自由な時間が気軽に確保できる環境づくりが必要です。

### ③飛島保育園から幼保連携型認定こども園へ移行

- 保護者の就労環境にかかわらず、飛島村立第一保育所とともに子どもの就学前の保育・教育を等しく提供していくことが必要です。
- 子どもの集団形成を図るための園児数を確保していくことが必要です。

## 2 策定経過

年月日	調査及び会議等
平成 29 年 7 月 4 日～ 7 月 14 日	7 月 4 日～7 月 13 日 平成 29 年度訪問調査の実施 7 月 4 日～7 月 14 日 平成 29 年度フォーカスグループインタビューの実施
平成 30 年 1 月 17 日～ 1 月 29 日	飛島村地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定のための アンケート調査の実施
6 月 11 日～6 月 12 日	平成 30 年度フォーカスグループインタビューの実施
8 月 2 日	第 1 回飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・飛島村の地域福祉計画について ・飛島村の地域福祉活動計画について ・アンケート調査の主な結果 ・重要課題について ・住民ニーズ調査報告書及びニーズ調査結果概要 ・提言書
10 月 11 日	第 2 回飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
平成 31 年 1 月 4 日～ 2 月 3 日	パブリックコメント
2 月 7 日	第 3 回飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・パブリックコメント結果について ・飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく飛島村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く村民等の意見を反映させるため、飛島村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し、意見を聴取するものとする。

- (1) 飛島村地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 飛島村地域福祉計画の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員は村長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 高齢福祉関係者
- (4) 障害福祉関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 学識経験者
- (8) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定までの間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が委員のうちから指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、民生部福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 社会福祉法人飛島村社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として、飛島村地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、飛島村が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉のしくみを構築するため、飛島村が策定する地域福祉計画と一体策定し、飛島村地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案の策定に関すること。
- (2) 計画の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、飛島村の策定する地域福祉計画と一体策定するため、飛島村地域福祉計画策定委員を充て、村長が代表して委嘱する

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定までの間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が委員のうちから指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、本会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 5 飛島村地域福祉計画・飛島村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

任期：平成30年8月2日～平成31年3月31日

役 職	氏 名	所 属
委員長	早 川 忠 孝	副村長
副委員長	中 山 幸 雄	社会福祉協議会会長
委 員	早 川 盛 行	民生委員協議会会長
委 員	門 野 堯 子	社協ボランティア団体代表
委 員	荒 川 直 之	医師代表
委 員	松 久 勝 彦	歯科医師代表
委 員	多 田 一	薬剤師代表
委 員	森 章 人	介護保険施設代表
委 員	井 田 晴 己	老人クラブ連合会会長
委 員	佐 野 章 光	身体障害者福祉協議会会長 身体障害者相談員
委 員	浅 井 晴 美	知的障害者相談員
委 員	佐々木 淳 章	飛島保育園園長
委 員	岩 下 洋 三	第一保育所所長
委 員	田 宮 知 行	教育長
委 員	中 山 政 彦	飛島学園長
委 員	鈴 木 康 祐	文教厚生委員長
委 員	加 藤 雅 美	区長代表
委 員	平 野 美 由 紀	民生部長

スーパーバイザー：飛島村日本一健康長寿村研究会 代表 安梅 勅江（筑波大学教授）



飛島村 第1期 地域福祉計画・地域福祉活動計画  
平成31年3月

飛島村民生部福祉課

飛島村大字松之郷 3-46-1 (すこやかセンター内)

電話番号 0567-52-1001

社会福祉法人 飛島村社会福祉協議会

飛島村竹之郷 5-43 (ふれあいの郷内)

電話番号 0567-52-4334